

日の出町
高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)



日の出町「ひのでちゃん」

令和6年3月

日の出町

はじめに

介護保険制度が創設されてから24年が経過しました。この制度は、介護が必要となった高齢者等が、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みです。自立支援・利用者本位・社会保険方式を基本理念として、これまで3年ごとに計画の見直しがされ、持続可能な制度として発展してきました。

国立社会保障・人口問題研究所の予測（社人研推計）によれば、今後さらに現役世代の減少が著しくなる一方、高齢化率は高まり、認知症をはじめ介護を必要とする人は増大し、さらに、令和22年度には団塊の世代ジュニアが65歳以上となり、現役世代の1.5人が1人の高齢者を支える時代が訪れると予測されています。

そのため、国では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、連携強化が重要とされ、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進などの基本指針を示し、さらなる取組みの推進を地方自治体等に求めています。

今回の「日の出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、引き続き「お年寄りにやさしいまちづくり」を基本理念とし、「元気なくらしの実現」、「生きがいのあるくらしの実現」、「安全安心なくらしの実現」を基本目標に掲げ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とし策定しました。

この計画に基づき、介護保険事業と高齢者保健福祉の切れ目のない総合的な連携強化を図り、関係機関の皆様や地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、高齢者が自分らしく安心して暮らせる町づくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、慎重なご審議を重ねていただきました「日の出町介護保険事業計画等運営協議会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係機関の皆様等、ご協力いただきました皆様から感謝申し上げます。

令和6年3月

日の出町長 田村みさ子

目次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画期間 | 4 |
| 4 他計画との関係 | 4 |
| 5 計画策定の体制 | 5 |
| 第2章 高齢者を取り巻く状況 | 6 |
| 1 人口と世帯の状況 | 6 |
| 2 被保険者・要介護認定者の状況 | 10 |
| 第3章 高齢者の将来推計 | 13 |
| 1 人口の将来推計 | 13 |
| 2 第1号被保険者数の見込み | 14 |
| 3 要介護認定者総数の見込み | 15 |
| 第4章 アンケート調査結果概要 | 16 |
| 1 調査概要 | 16 |
| 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要 | 17 |
| 3 在宅介護実態調査結果概要 | 30 |
| 第5章 高齢者保健福祉施策の将来ビジョン | 35 |
| 1 基本理念 | 35 |
| 2 基本目標 | 36 |
| 3 高齢者保健福祉施策の体系図 | 37 |
| 第6章 高齢者保健福祉施策の推進 | 39 |
| 1 健康づくりと介護予防への支援 | 39 |
| 2 高齢者の生活支援 | 49 |
| 3 高齢者の生きがいくくりと社会参加活動の支援 | 57 |
| 4 高齢者を支えるまちづくり | 60 |
| 5 高齢者を支える地域包括ケア体制の構築 | 64 |

| | |
|---|-----------|
| 第7章 介護保険サービスの充実 | 66 |
| 1 個別サービスに関する実績と今後の見込み..... | 66 |
| 2 介護保険事業費用の見込み..... | 78 |
| 第8章 計画推進のために | 87 |
| 1 中長期的予測..... | 87 |
| 2 計画の推進方策..... | 89 |
| 3 計画の進行管理..... | 90 |
| 4 介護保険事業の適正な運営..... | 91 |
| 資料編 | 92 |
| 資料1 日の出町介護保険事業計画等運営協議会設置要綱..... | 92 |
| 資料2 日の出町介護保険事業計画等運営協議会委員名簿..... | 94 |
| 資料3 日の出町介護保険事業計画等運営協議会審議経過..... | 95 |
| 資料4 パブリックコメント（意見公募）実施概要..... | 96 |
| 資料5 「高齢者・認知症にやさしい地域づくりのためのニーズ調査」結果..... | 97 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景

介護保険法が平成9(1997)年12月に制定され、平成12(2000)年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつけられました。

開始から24年を経過した介護保険制度は、これまで高齢者人口や要介護高齢者数、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活等にかかわる各種動向の推移に合わせて様々な対応が行われています。

令和3(2021)年には「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件」が告示され、令和22(2040)年までを見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策の推進、災害や感染症対策に係る体制整備といった指針の改正が行われています。

▼介護保険制度等を取り巻く経過

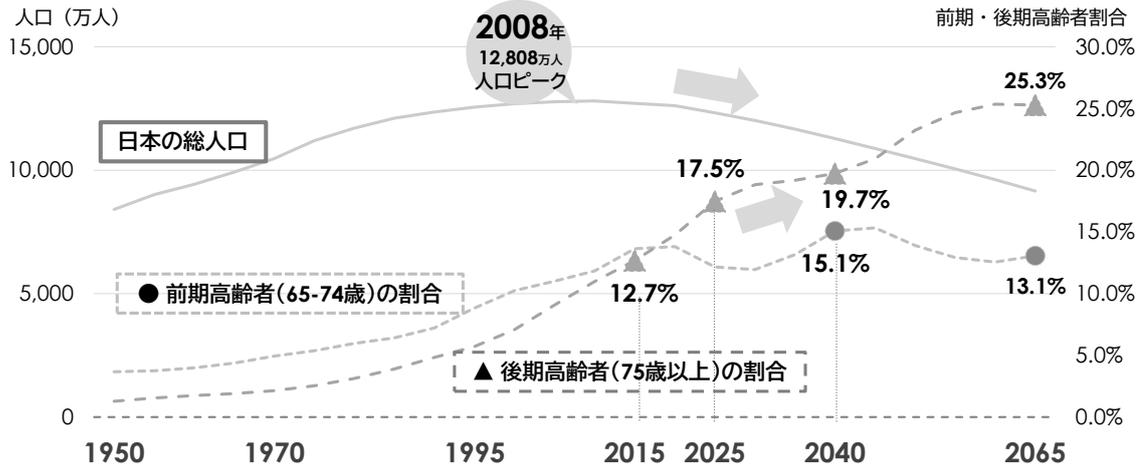
| | |
|------------|---|
| 平成7-11年度 | ● 高齢者福祉計画 ゴールドプランに基づく市町村中心、在宅重視の高齢者介護基盤強化 |
| 平成12-14年度 | ● 第1期介護保険事業計画・第2期高齢者福祉計画 介護保険制度の開始、高齢者保健福祉計画との一体策定 |
| 平成15-17年度 | ● 第2期介護保険事業計画・第3期高齢者福祉計画 |
| 平成18-20年度 | ● 第3期介護保険事業計画・第4期高齢者福祉計画 新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入 |
| 平成21-23年度 | ● 第4期介護保険事業計画・第5期高齢者福祉計画 高齢者医療確保法の施行、特定健診の導入、老人保健事業の健康増進事業への移行 |
| 平成24-26年度 | ● 第5期介護保険事業計画・第6期高齢者福祉計画 地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取り組み |
| 平成27-29年度 | ● 第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画 地域支援事業の充実(在宅医療と介護の連携・認知症対策・地域ケア会議の推進、生活支援サービスの強化)、介護予防・日常生活支援総合事業の導入 |
| 平成30-令和2年度 | ● 第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画 介護医療院の創設、自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進(データに基づく課題設定、適切な指標による実績評価→インセンティブ) |
| 令和3-令和5年度 | ● 第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画 地域包括支援センターの役割強化(世代や属性を問わない相談窓口、交流の場)、認知症対策の強化(地域住民との共生、他分野との連携)、医療・介護データ基盤の整備、介護人材確保・業務効率化に向けた取り組みの強化 |
| 令和6-令和8年度 | ● 第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画 |

※図中、計画名称や期数は国等における一般的なもの

日本の総人口は平成20(2008)年をピークに、以降は減少が続いています。年齢層で最も多い、いわゆる「団塊の世代」は、令和7(2025)年に75歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されています。

さらに、令和22(2040)年には「団塊の世代の子ども(団塊の世代ジュニア)」が65歳以上となり、国民の34.8%が高齢者になることから、現役世代(20~64歳)の1.5人が1人の高齢者を支える時代が訪れるとも予測¹されています。

▼日本の総人口・高齢者割合の推移と予測



資料:2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

第8期までの高齢者・介護保険事業計画では、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきたほか、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を暮らしやすくする「地域共生社会の実現」に向けた取組などが進められてきました。

これまでサービス基盤や人的基盤の整備で見据えるべきとされてきた令和7(2025)年を計画期間中に迎えることとなる第9期計画では、さらにその先、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費の増大が懸念される令和22(2040)年を見据え、中長期的な視点で地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくことが必要となります。

(2) 計画の趣旨

日の出町(以下、「本町」といいます)では、「日の出町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念を「お年寄りにやさしいまちづくり」と設定し、「1 元気なくらしの実現」、「2 生きがいのあるくらしの実現」、「3 安全安心なくらしの実現」という3つの基本目標のもと、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑

1 国立社会保障・人口問題研究所、令和5年推計、出生率・死亡率中位仮定によります。

な実施を目指した数々の取組を進めてきました。

「日の出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」といいます)は、現行計画における取組の実績を確認し、全ての高齢者が必要な医療と介護サービスを継続的・一体的に受けられ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、町民アンケート調査などにより把握した高齢者や家族のニーズ、地域特性を考慮して策定します。

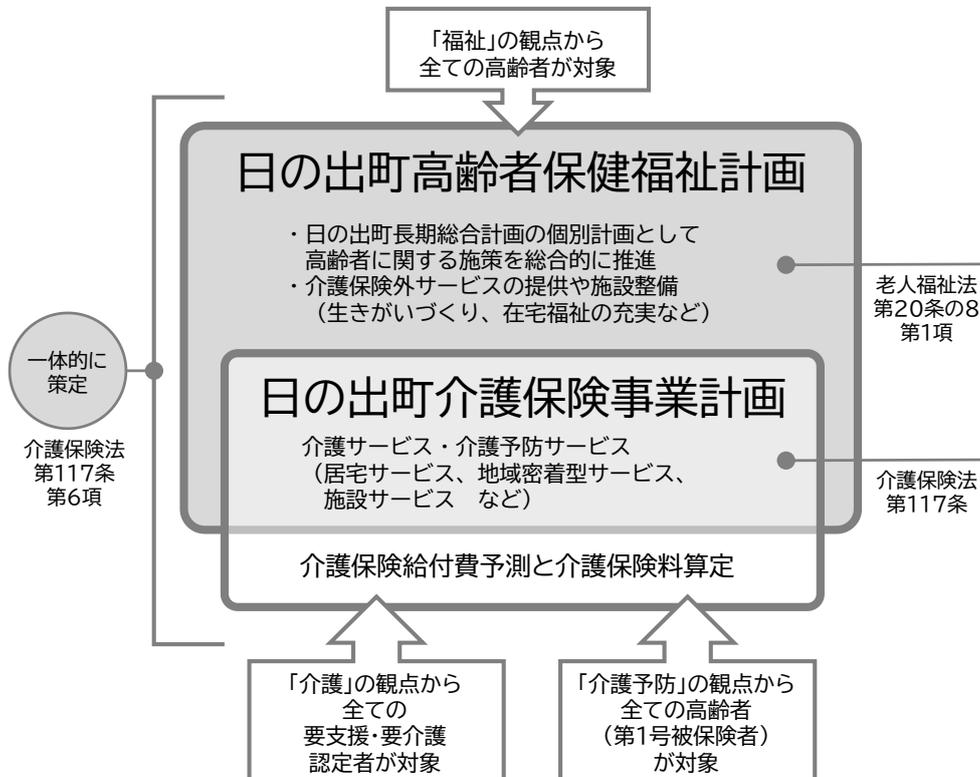
2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本町における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体的に策定するものです。

市町村老人福祉計画にあたる「日の出町高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくり、介護予防をはじめ、高齢者に関する本町の福祉の向上を目指す計画です。

市町村介護保険事業計画にあたる「日の出町介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

▼老人福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



3 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年の計画です。全国的にも高齢者の増加が見込まれる令和22(2040)年までの中長期的な状況を見据えつつ、引き続き本町の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置づけ、最終年度にあたる令和8年度には本計画を見直して第10期計画の策定を行います。

▼計画期間

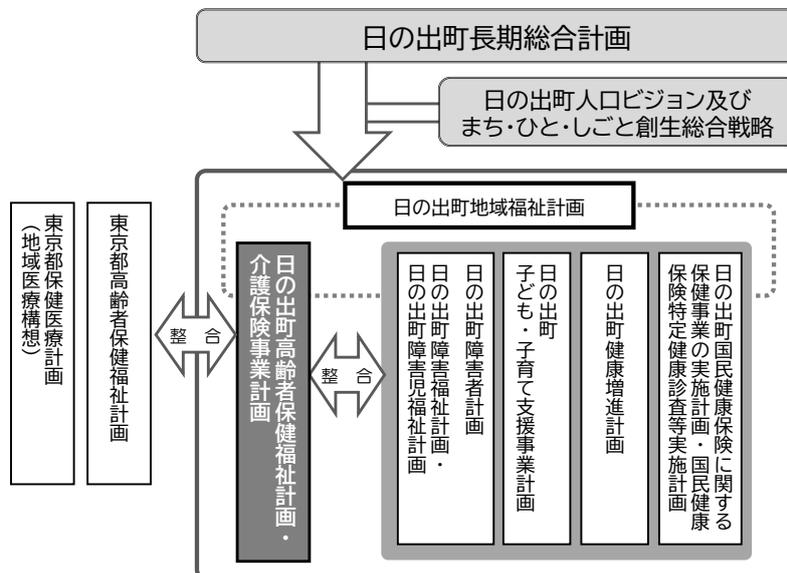


4 他計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「日の出町長期総合計画」の個別計画として位置づけられます。本計画でさらなる深化・推進に取り組む「地域包括ケアシステム」は、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するものであり、「ダブルケア」「8050問題」「ヤングケアラー」など、複数の課題を抱える個人や世帯に対しても分野を切り分けずに「丸ごと」対応するよう、様々な取組を総合的に進める、福祉施策全体に関連を持つ概念です。

このような、地域共生社会の実現に向けた取組を行う計画であることから、本計画は、「日の出町長期総合計画」のもと、本町の「地域福祉計画」及び福祉関連計画、さらには東京都の関連する計画との整合性を図り策定します。

▼各計画の連携



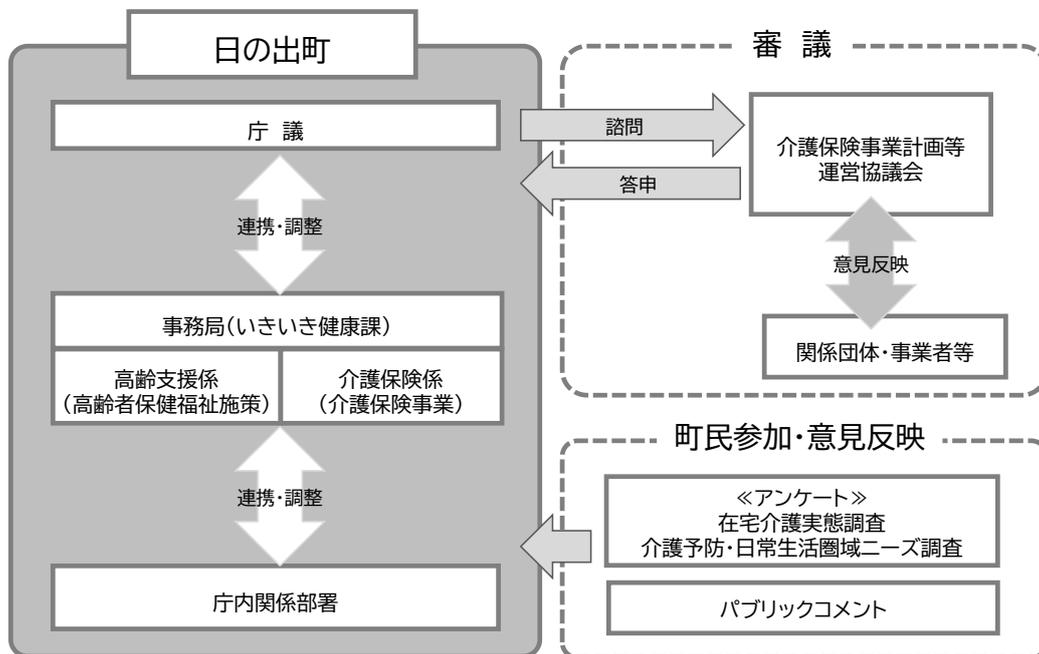
5 計画策定の体制

町は、介護保険事業計画等運営協議会(以下、「運営協議会」といいます)の意見を踏まえた上で、計画を決定します。

運営協議会は、町の諮問を受けて計画の策定(改定)をするとともに、計画の推進に係る調査及び審議を行い、運営は各担当課が実施します。

本計画は、事前に実施した町民アンケート結果、前計画の実施状況確認・評価を踏まえ、運営協議会における協議と、町民の意見を求めるパブリックコメントを経て策定(改定)しています。

▼計画策定の体制



第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

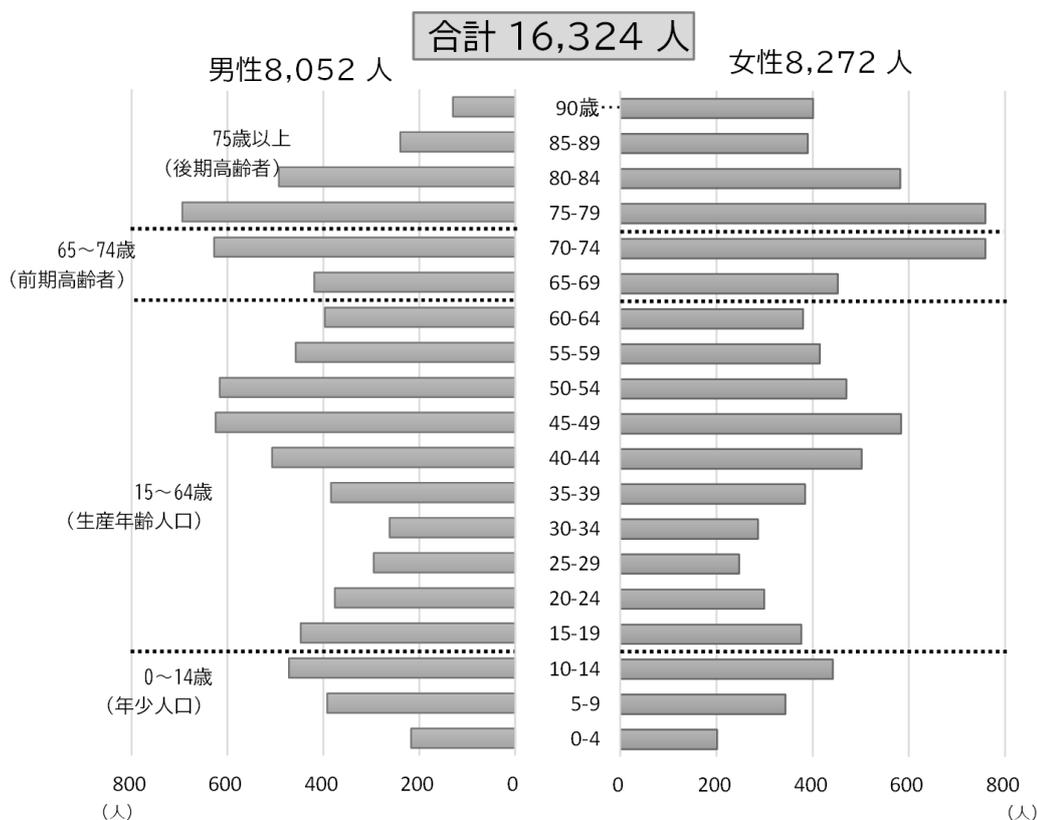
(1) 人口構造

本町の令和5(2023)年10月1日現在の総人口は16,324人となっています。人口構造をみると、男性では75-79歳が最大、女性では75-79歳及び70-74歳が最大のコーホート²を占めています。全国的には令和7(2025)年に後期高齢者が急激に増加するといわれていますが(いわゆる2025年問題)、本町においては、その状況が男性では既に起こっており、女性ではこれからの5年間継続していくと考えられます。

また、45-49歳の層は男女ともに前後の年齢層より多く、50-54歳の層も含めた団塊の世代ジュニアが65歳以上となるいわゆる2040年問題は、全国と同様に本町にも訪れると考えられます。

性別では、男性が8,052人、女性が8,272人で、女性が男性より220人多くなっています。

▼人口構造



資料:住民基本台帳(令和5年10月1日現在)

2 コーホート:統計上の概念で、ある一定期間内に生まれた人の集団のことです。上記グラフでは、年齢5歳階級別人口の1つの階級に属する人口を、1つのコーホートとしています。

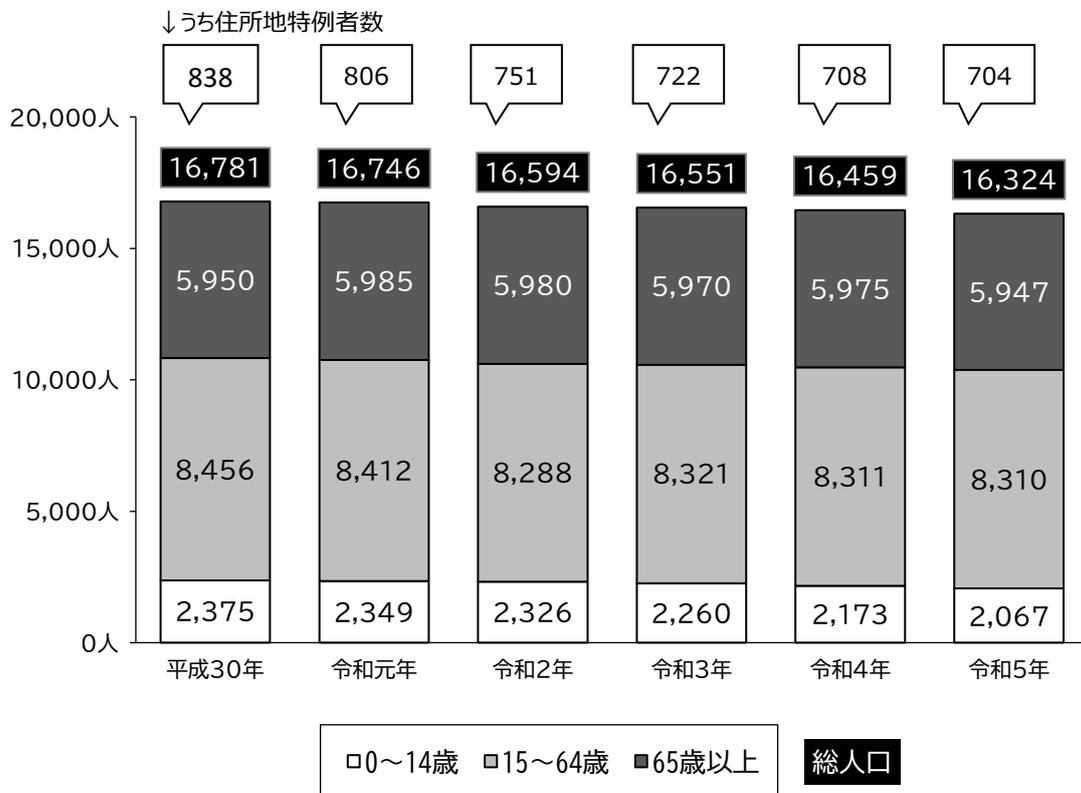
(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口は平成30(2018)年から継続的に減少を続けており、令和5(2023)年で16,324人となっています。

平成30年から令和5年までの推移を、年齢3区分別で見ると、年少人口(0~14歳)は継続的に減少しており、生産年齢人口(15~64歳)と高齢者人口(65歳以上)は増減を繰り返しています。

住民基本台帳には、町内の住所地特例者数が含まれており、各年度の住所地特例者数は下記グラフの「うち住所地特例者数」とおりです。住所地特例者数は減少の傾向にあります。

▼年齢3区分別人口の推移



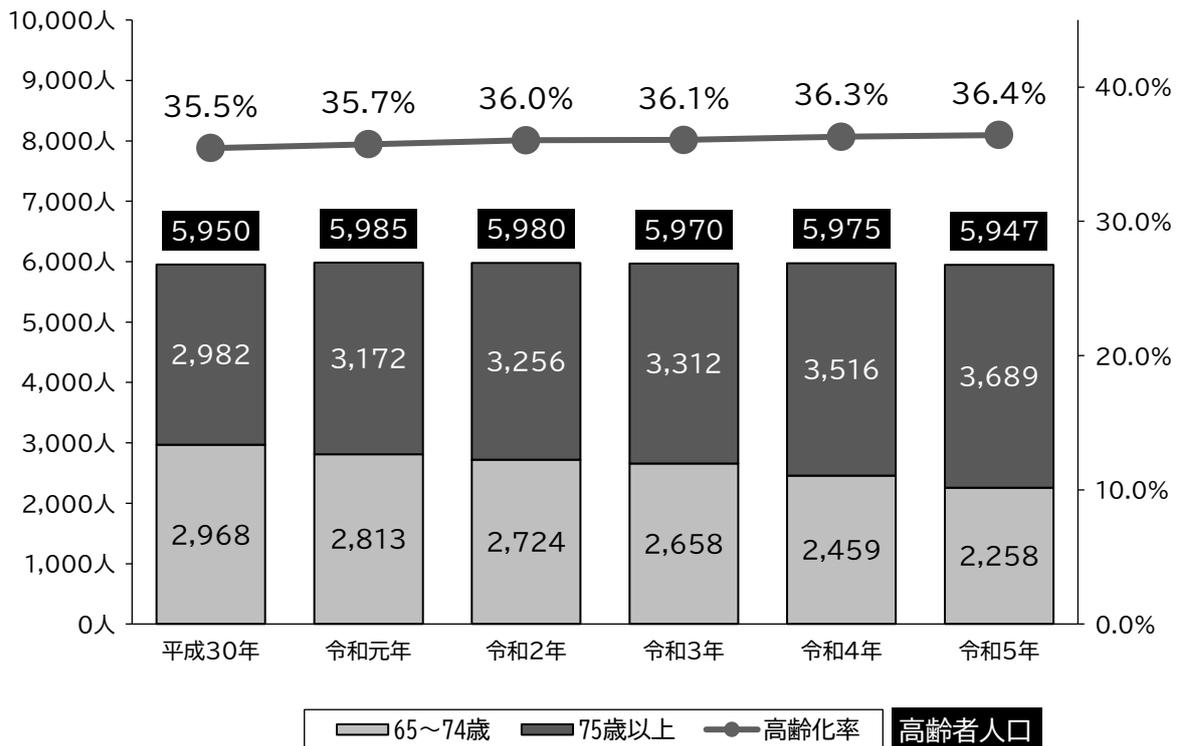
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(3) 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢者人口全体は年による増減がみられますが、年齢層の内訳では、前期高齢者(65～74歳)の人口が継続的に減少しているのに対し、後期高齢者(75歳以上)の人口は継続的に増加しています。

高齢化率の推移では、平成30(2018)年の35.5%が令和5(2023)年には36.4%となり、5年の間に0.9ポイントとわずかながら高くなっています。

▼高齢者人口と高齢化率の推移



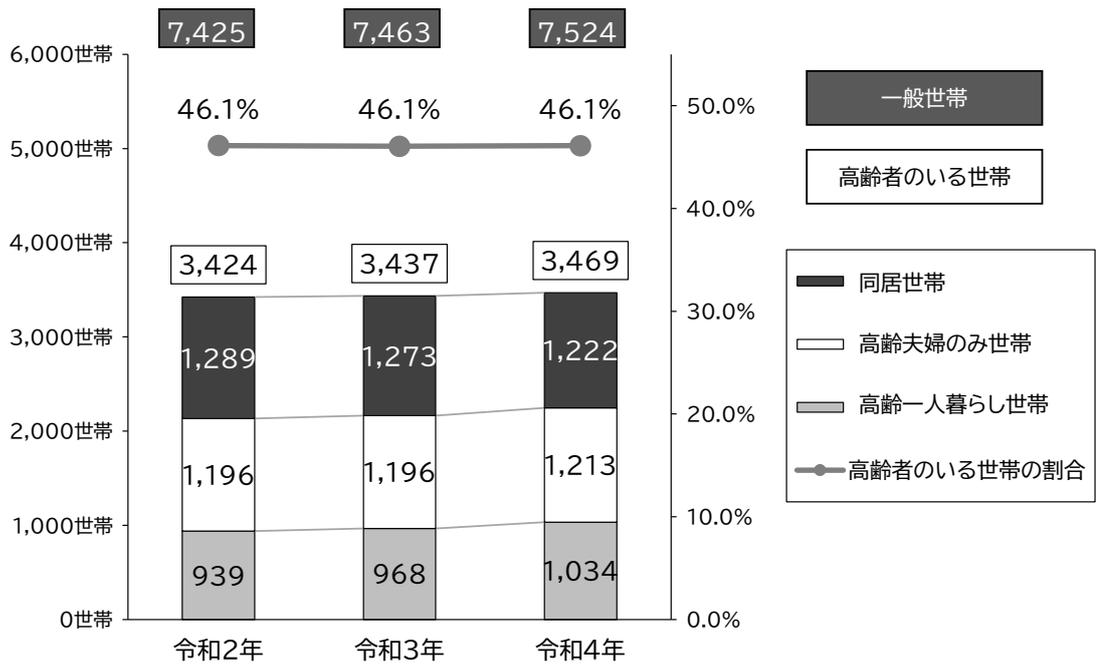
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(4) 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯の数は、令和2(2020)年の3,424世帯から令和4(2022)年の3,469世帯へと増加しています。同期間に一般世帯も増加していることから、高齢者のいる世帯の割合は横ばいとなっています。

世帯構成別に令和2年と令和4年を比べると、「高齢一人暮らし世帯」及び「高齢夫婦のみの世帯」が増加しています。

▼高齢者のいる世帯の推移



資料：住民基本台帳(各年 8-9 月時)

2 被保険者・要介護認定者の状況

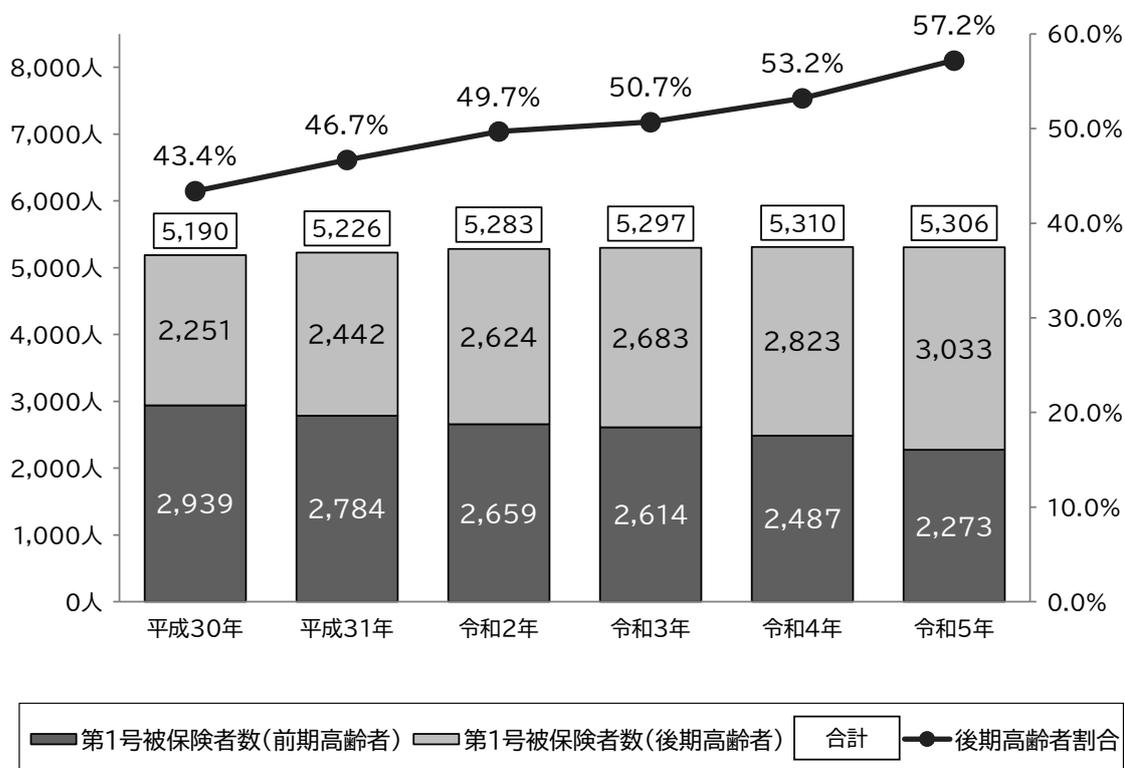
(1) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は令和4(2022)年まで増加が続き、令和5(2023)年にはわずかな減少となっています。

そのうち前期高齢者は継続的に減少し、後期高齢者は継続的に増加しています。

第1号被保険者に占める後期高齢者割合は、平成30(2018)年の43.4%以降、継続的に上昇しており、令和5年(3月末時点)で57.2%となっています。人口構造から考えると、第1号被保険者に占める後期高齢者割合の増加は今後5年ほどの間は続く³と考えられます。

▼第1号被保険者数の推移



※各年3月末(令和4・5年は時点)

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3・4・5年は月報)、「見える化」システムより取得

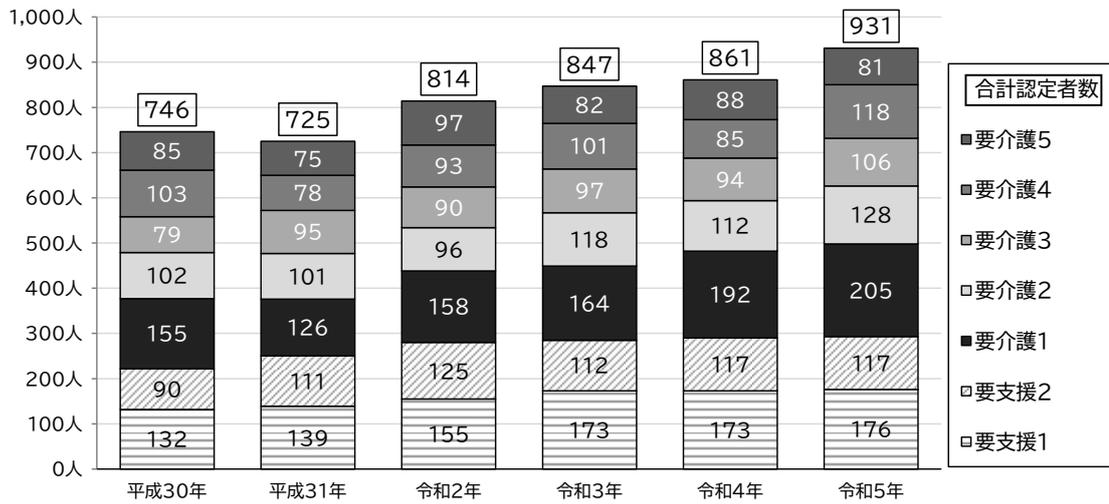
3 「第2章1 人口と世帯の状況 (1)人口構造」参照。現在の日の出町では、75～79歳に次いで70～74歳の人口が多く、続く65～69歳の人口は70～74歳に比べると少なくなっています。

(2) 要支援・要介護者数の推移

認定者数の合計は、平成30(2018)年から平成31(2019)年にかけて減少しましたが、令和2(2020)年以降は継続的に増加しています。

要介護度別にみると、令和4(2022)年以降は要介護1が最も多くなっています。

▼要支援・要介護者数の推移



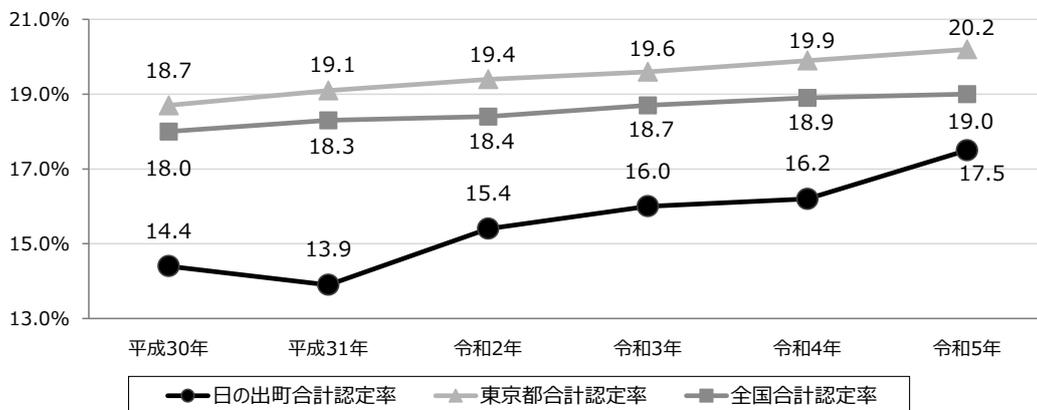
※各年3月末(令和4・5年は時点)

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3・4・5年は月報)、「見える化」システムより取得

(3) 合計認定率の全国・東京都との比較

合計認定率(要支援1～要介護5までの認定率の合計)は継続的に全国、東京都を下回っていますが、令和2(2020)年以降は75歳以上の後期高齢者の人口割合の増加に伴い上昇が続き、全国の合計認定率との差が縮まりつつあります。

▼合計認定率の全国・東京都との比較



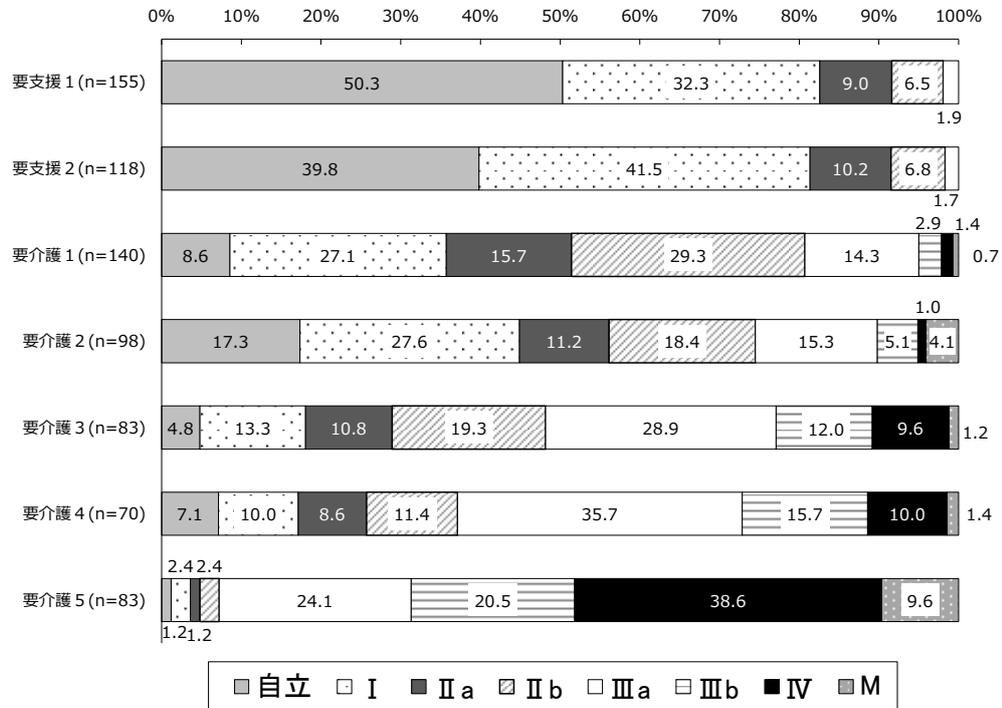
※各年3月末(令和4・5年は時点)

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3・4・5年は月報)、「見える化」システムより取得

(4) 要介護度別認知症高齢者の日常生活自立度の割合

要介護認定を受けた高齢者のうち、日常生活で何らかの支援が必要とされる認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の人は、要介護3以上になると半数を超えています。

▼要介護度別認知症高齢者の日常生活自立度の割合



※グラフ内、0.0%の数値表示を省略
資料:日の出町データ(主治医意見書)

▼参考:日常生活自立度の判定基準一覧

| レベル | 判定基準 |
|------|--|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態。基本的には在宅で自立した生活が可能レベル。 |
| IIa | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。 |
| IIb | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態。 |
| IIIa | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態。 |
| IIIb | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態。 |
| IV | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態。 |
| M | 著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態。 |

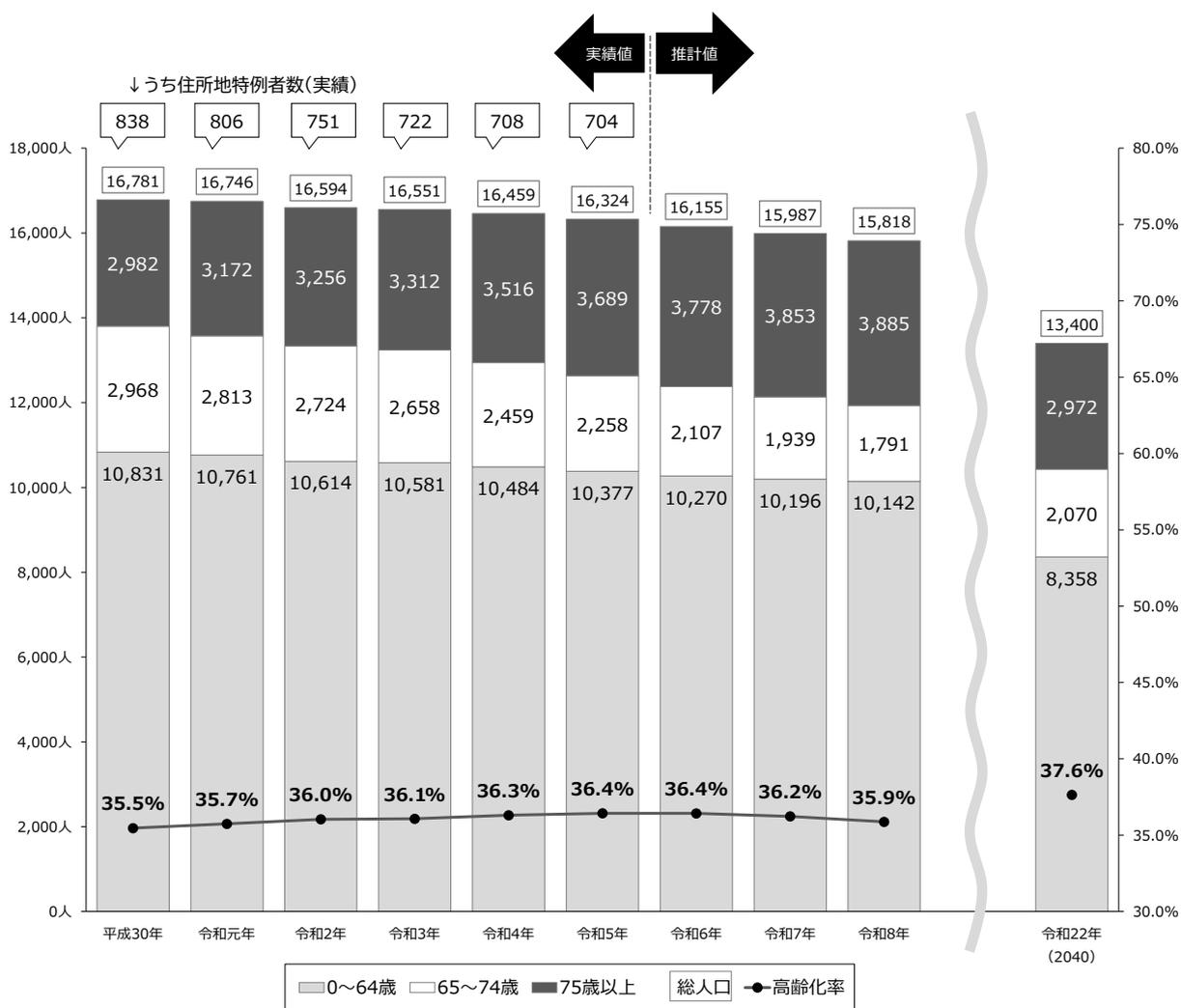
第3章 高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

人口減少の傾向は今後も続くと考えられます。本計画の最終年度である令和8(2026)年には、総人口が15,818人になると予測されます。

なお、本推計は、住民基本台帳(町内の住所地特例者数を含む)からのコーホート要因法⁴によるため、将来の人口にも過去実績の変化傾向を反映した施設入所者の人数が含まれていることとなります。

▼人口と高齢化率の推移と推計



資料:住民基本台帳(各年10月1日)、平成30~令和5年の実績値よりコーホート要因法で推計

4 コーホート要因法:各コーホート(ある一定期間内に出生した集団)について、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

2 第1号被保険者数の見込み

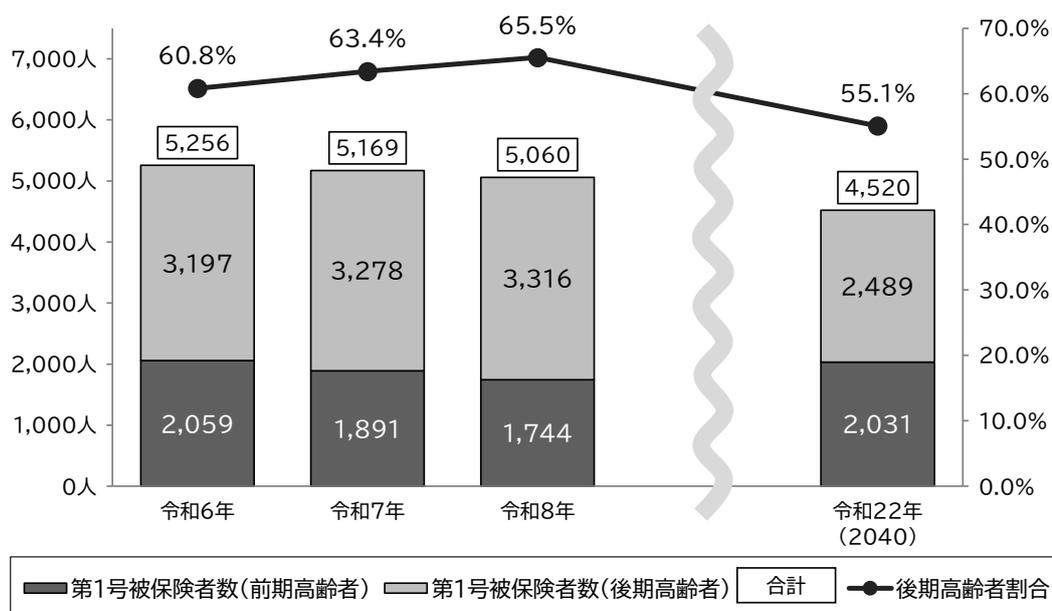
介護保険料の算定には、今後の第1号被保険者数の推計が必要となります。被保険者数は住民基本台帳や国勢調査による人口とは定義上も異なります。

今回の介護保険料算定に使用する第1号被保険者数の見込みは、住民基本台帳の実績人口を用いた推計により、計画期間中及び中長期的予測である令和22(2040)年の65歳以上人口を推計し、町内の住所地特例者数の見込みを差し引く方法で算定しました。

それによると、本計画期間中の第1号被保険者数は令和6(2024)年の5,256人から年々減少していく予測となります。

65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別にみると、前期高齢者は令和8(2026)年まで減少が続き、その後、令和22年にかけては増加する予測となっています。後期高齢者は令和8年まで増加が続き、その後、令和22年にかけては減少する予測となっています。

▼第1号被保険者数の推計



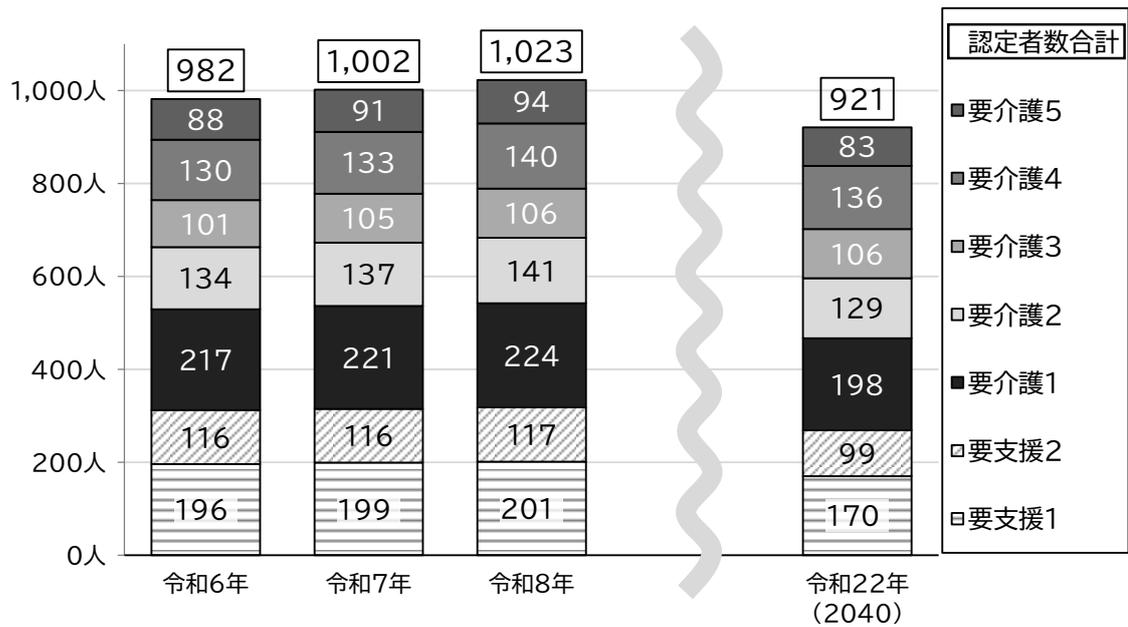
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

3 要介護認定者総数の見込み

本計画期間中、認定者数の合計は継続的に増加し、最終年度の令和8(2026)年には1,023人になると予測されます。

令和22(2040)年にかけての中長期的な見込みでは、認定者数の合計は減少となる見込みです。

▼要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)の推計



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

第4章 アンケート調査結果概要

1 調査概要

調査の目的

本計画の策定にあたり、町内の高齢者の生活や健康などの状況を把握し、計画を策定する上での基礎資料として活用するとともに、今後の介護や高齢者福祉、生活支援などの施策に反映させていくために実施したものです。

| 項目 | 区分 | 内容 | | |
|------|------------------|---|-------|--------|
| 対象 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 町内にお住まい(令和5年1月5日現在)の、65歳以上で「要介護認定を受けていない方」又は「要支援1・2認定を受けている方」 | | |
| | 在宅介護実態調査 | 町内にお住まいで、要支援・要介護認定を受けて在宅で生活をしている方 | | |
| 期間 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 令和5年2月2日～令和5年2月24日 | | |
| | 在宅介護実態調査 | 令和4年12月1日～令和5年2月28日 | | |
| 方法 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 郵送配布・郵送回収 | | |
| | 在宅介護実態調査 | 認定調査員による聞き取り調査 | | |
| 回収状況 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
| | | 1,000票 | 736票 | 73.6% |
| | 在宅介護実態調査 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
| | | 100票 | 100票 | 100.0% |

設問の「その他」について、回答者の母数が少ない場合は、数人の差が率に大きく影響します。

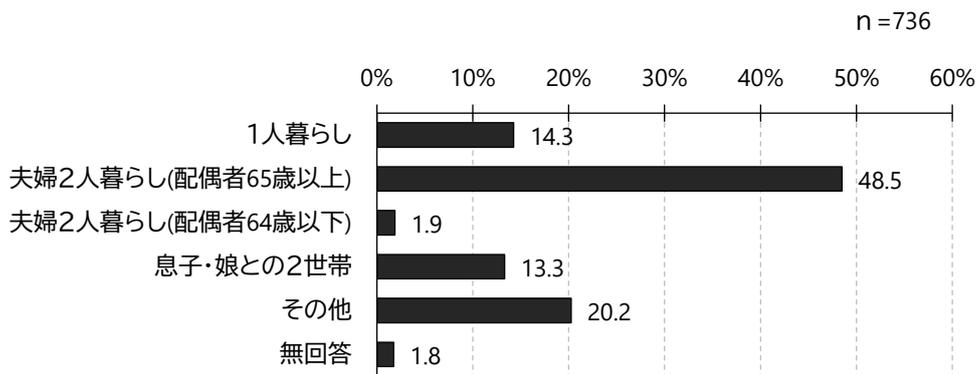
なお、以下では、令和元(2019)年度の調査(以下、「前回調査」といいます)との比較を行っています。

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

(1) 家族構成、介護・介助の状況

家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が48.5%と最も多く、「その他」が20.2%、「1人暮らし」が14.3%、「息子・娘との2世帯」が13.3%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が1.9%となっています。

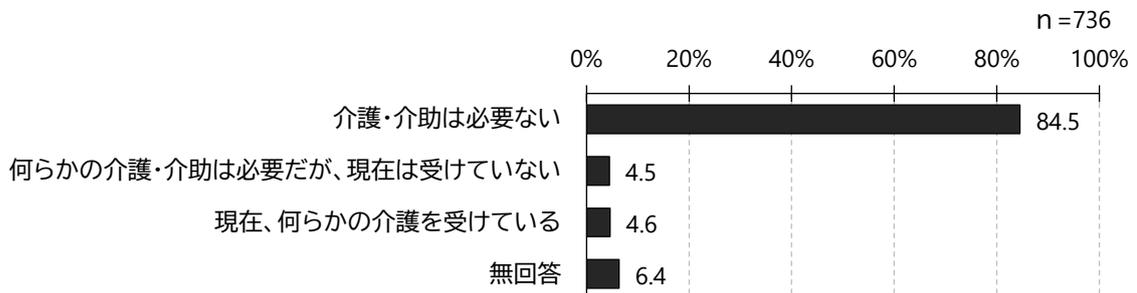
▼家族構成



※「一人暮らし」「二人暮らし」は、アンケート内では国の調査票設定に合わせて「1人暮らし」「2人暮らし」と表記しています。(以下同)

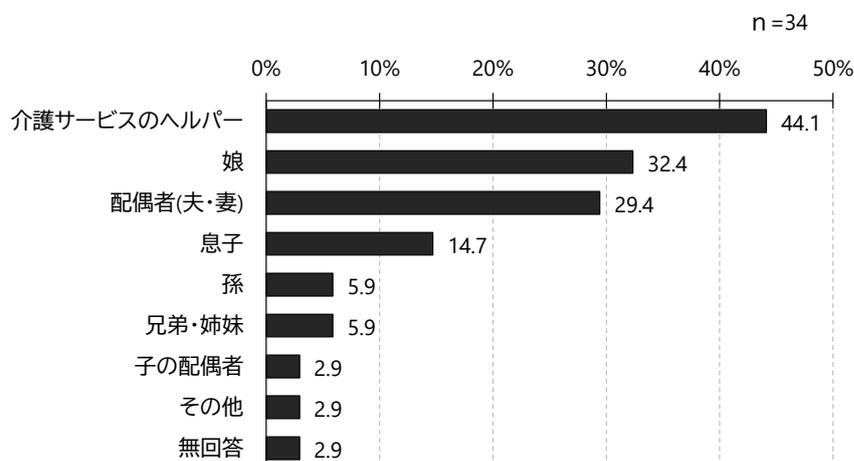
普段の生活での介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が84.5%と最も多く、「現在、何らかの介護を受けている」が4.6%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が4.5%となっています。

▼介護・介助の必要性



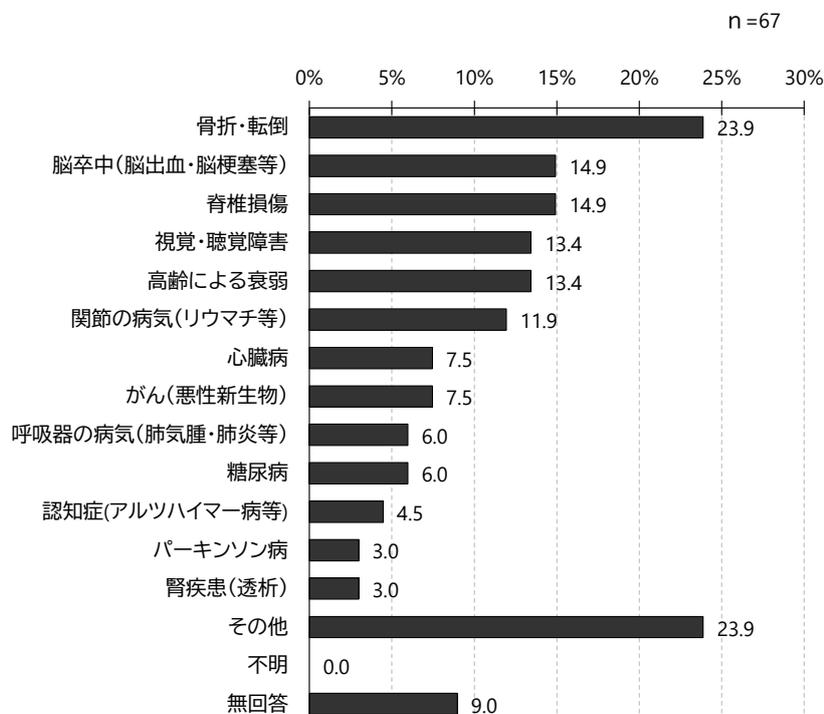
現在、何らかの介護・介助を受けているとした方の主な介護・介助者は、「介護サービスのヘルパー」が44.1%と最も多く、「娘」が32.4%、「配偶者(夫・妻)」が29.4%、「息子」が14.7%、「孫」及び「兄弟・姉妹」が5.9%となっています。

▼介護・介助を受けている人の主な介護・介助者（複数回答）



介護・介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」及び「その他」が23.9%、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」及び「脊椎損傷」が14.9%、「視覚・聴覚障害」及び「高齢による衰弱」が13.4%となっています。

▼介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）



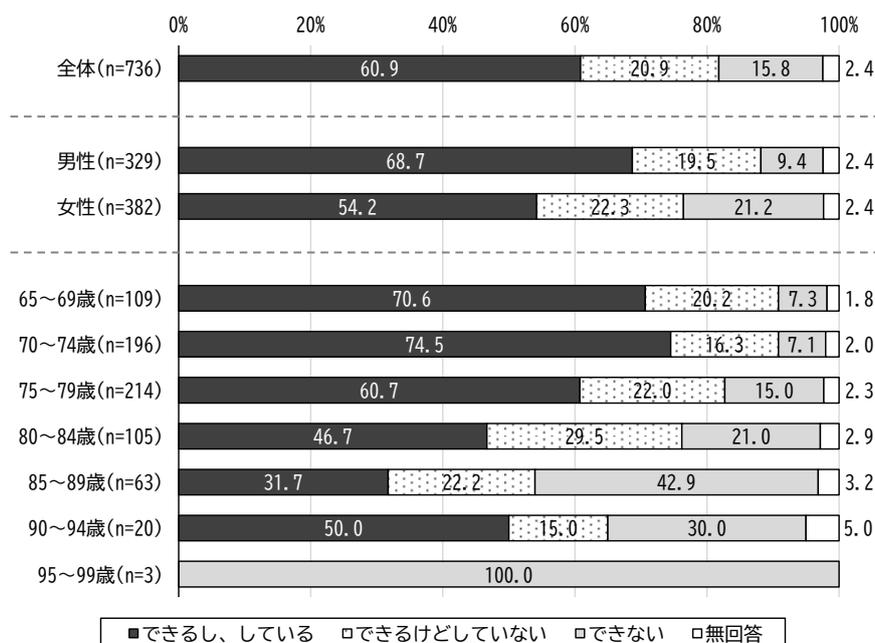
老老介護・1人暮らしの動向を注視

現在は介護・介助を必要としない人が84.5%で多数を占めていますが、何らかの介護・介助が必要になった場合、48.5%(夫婦2人暮らしで配偶者65歳以上)の人はいわゆる老老介護の状況になる可能性が高いと考えられます。また、介護が必要になった主な原因で23.9%と最も多かった「骨折・転倒」は、誰にでも予期せず起こる可能性があり、介護予防の一環としての転倒リスクの軽減は重要です。特に、全体で14.3%となる「1人暮らし」高齢者において、同居者がいない中で転倒した際の対応について配慮が求められます。

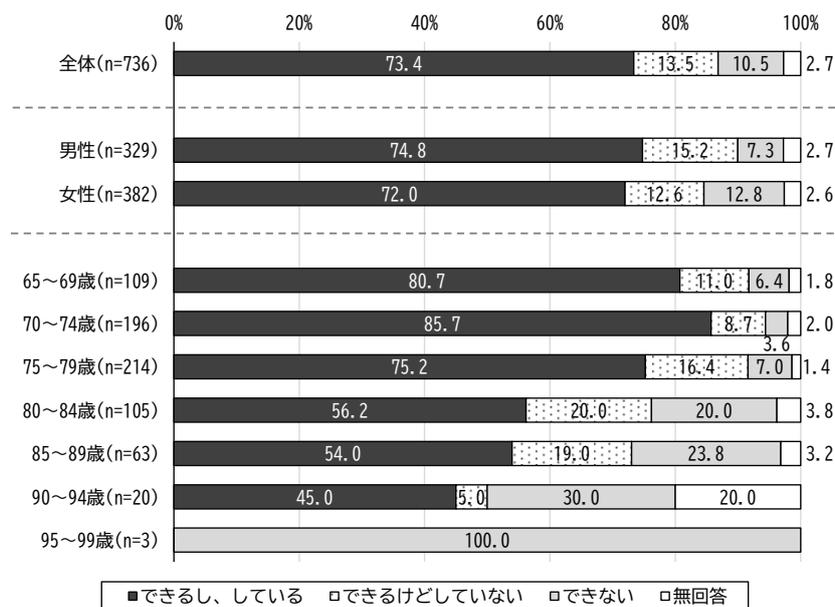
(2) 介護予防の観点

運動器機能の低下に関する代表的な設問です。「できない」の割合は、性別では女性の方が高く、年齢別ではおおむね年齢が上がるにつれて高くなっています。

▼階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか×属性

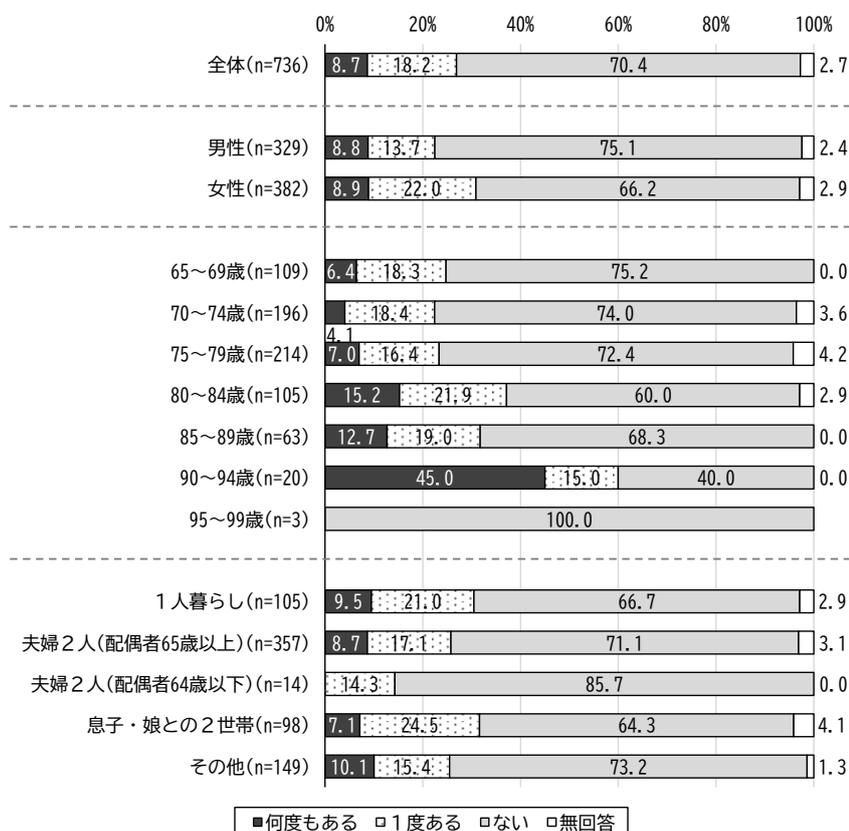


▼椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか×属性



転んだ経験で「何度もある」の割合は、年齢別では90～94歳で急激に高くなり、45.0%となっています。家族構成別では、1人暮らしで「何度もある」が9.5%、「1度ある」が21.0%となっていることに注意が必要と思われます。

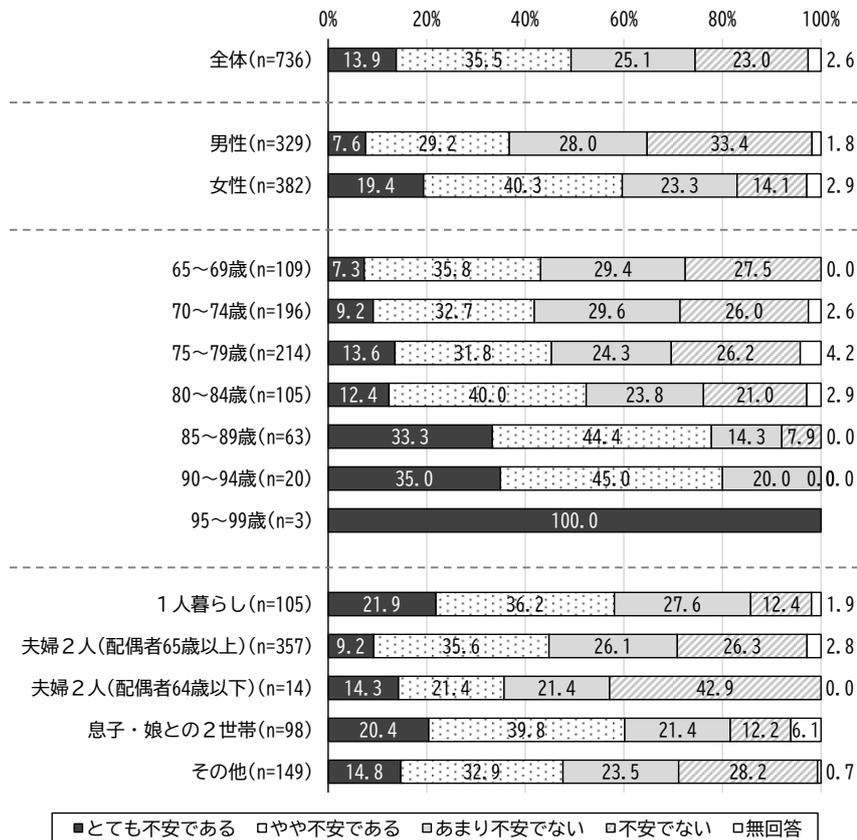
▼過去1年間に転んだ経験がありますか×属性



転倒に対する不安感では、「やや不安である」が35.5%と最も多くなっています。

「とても不安である」の割合は、性別では女性の方が高く、年齢別では85歳以上で30%を超えています。家族構成別では、1人暮らしの「とても不安である」の割合が全体より8ポイント高く、転倒に対する不安感の大きいことがうかがえます。

▼転倒に対する不安は大きいですか×属性



介護予防の取組は少しでも早期に

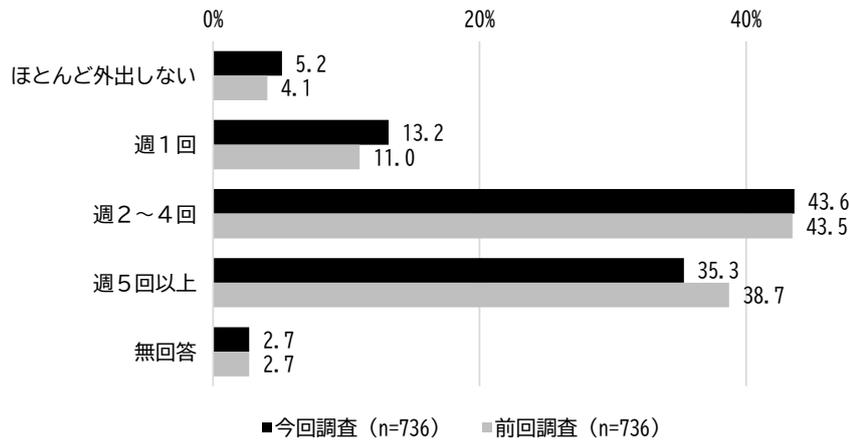
運動器機能の維持や転倒予防につながる、介護予防のための取組は前期高齢者のうちなど早い時期から始めることが重要です。

本計画では「元氣なくらしの実現」を基本目標の一つに掲げ、健康づくりと介護予防への様々な支援を進めます。特に介護予防を目的とした「介護予防教室」や「転倒骨折予防体操教室」などを一層活用していくことが重要です。

(3) 外出と移動手段

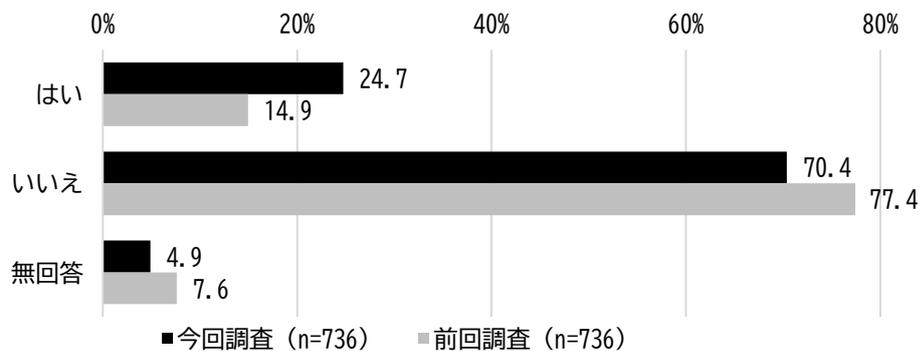
外出の頻度では、「週2～4回」が43.6%と最も多く、「週5回以上」が35.3%、「週1回」が13.2%、「ほとんど外出しない」が5.2%となっています。前回調査と比較すると、「ほとんど外出しない」「週1回」は増加し、「週5回以上」は減少しています。

▼週に1回以上は外出していますか



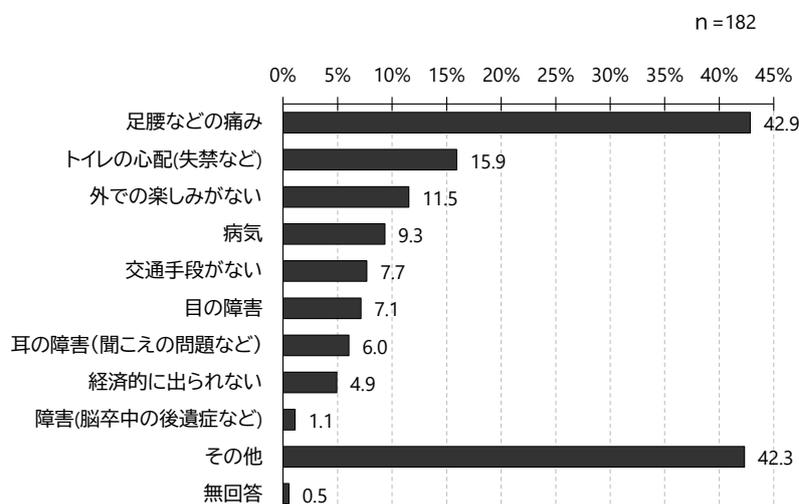
外出を控えているかどうかでは、「はい」が24.7%、「いいえ」が70.4%となっています。前回調査と比較すると、「はい」は増加し、「いいえ」は減少しています。

▼外出を控えているか



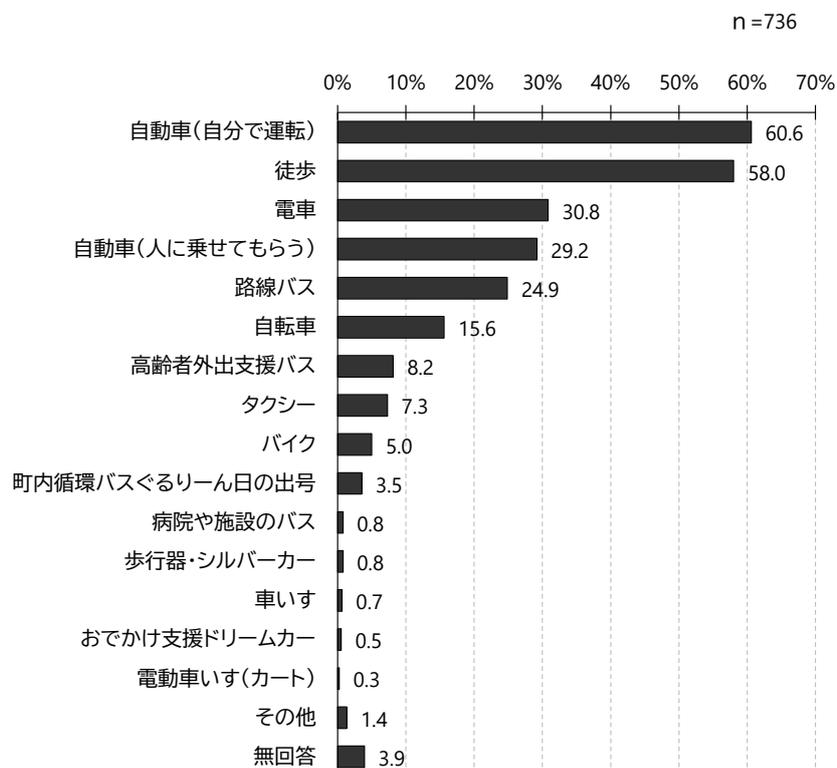
外出を控えているかどうかで「はい」と回答した人の、外出を控えている理由では、「足腰などの痛み」が42.9%と最も多く、「その他」が42.3%、「トイレの心配(失禁など)」が15.9%、「外での楽しみがない」が11.5%、「病気」が9.3%となっています。

▼外出を控えている理由（複数回答）



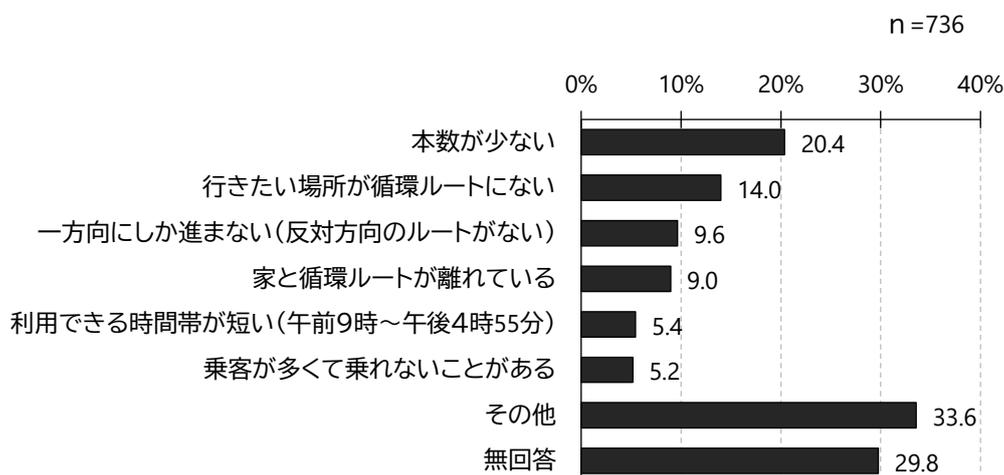
外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」が60.6%と最も多く、「徒歩」が58.0%、「電車」が30.8%、「自動車(人に乗せてもらう)」が29.2%、「路線バス」が24.9%となっています。

▼外出する際の移動手段（複数回答）



「高齢者外出支援バス」を利用するにあたり不便だと思うことや改善してほしいと思うことは、「本数が少ない」が 20.4%、「行きたい場所が循環ルートにない」が 14.0%、「一方向にしか進まない(反対方向のルートがない)」が 9.6%、「家と循環ルートが離れている」が 9.0%となっています。

▼「高齢者外出支援バス」利用時の不便や改善点（複数回答）



移動支援、機会創出など多方面からの配慮が必要

外出は、他者との交流の機会となり、介護予防や認知症予防にもつながると考えられますが、ほとんど外出しない人が前回調査よりわずかに増加しています。外出を控えている人の理由で10%以上のものをみると、「足腰などの痛み」「トイレの心配」といった身体的要因のほかに、環境的な要因である「外での楽しみがない」が第3位となっています。外出については、居場所づくり、楽しみづくり、移動支援など多方面からの検討が必要です。

移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

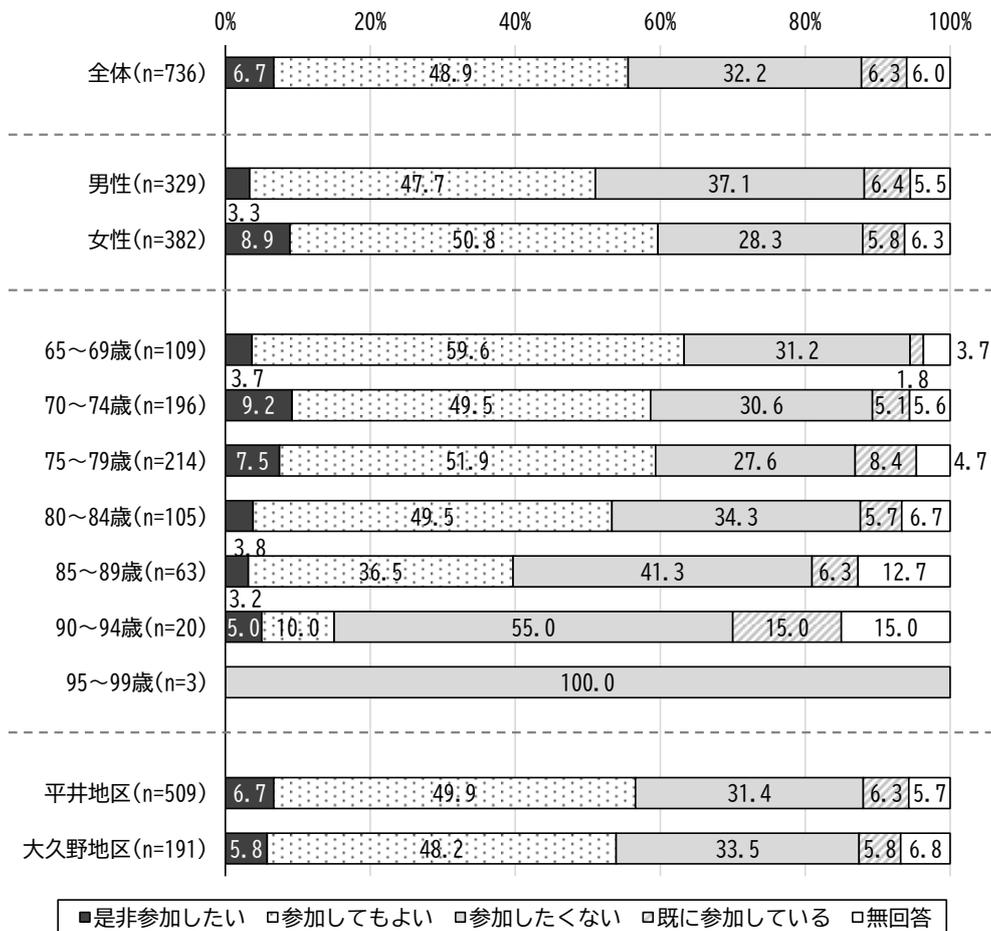
本町が実施している高齢者の外出支援、「高齢者外出支援バス」については、利用者ニーズから改善に向けての検討も必要です。

(4) 社会参加

地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への、参加者としての参加意向は、「参加してもよい」が48.9%と最も多く、「参加したくない」が32.2%、「是非参加したい」が6.7%、「既に参加している」が6.3%となっています。

「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計を『参加意向あり』と捉えると、『参加意向あり』の割合は、性別では女性の方が高く、年齢別では65～69歳が最も高くなっています。地区別では平井地区の方が高くなっています。

▼住民主体の地域づくり活動への(参加者としての)参加意向×属性



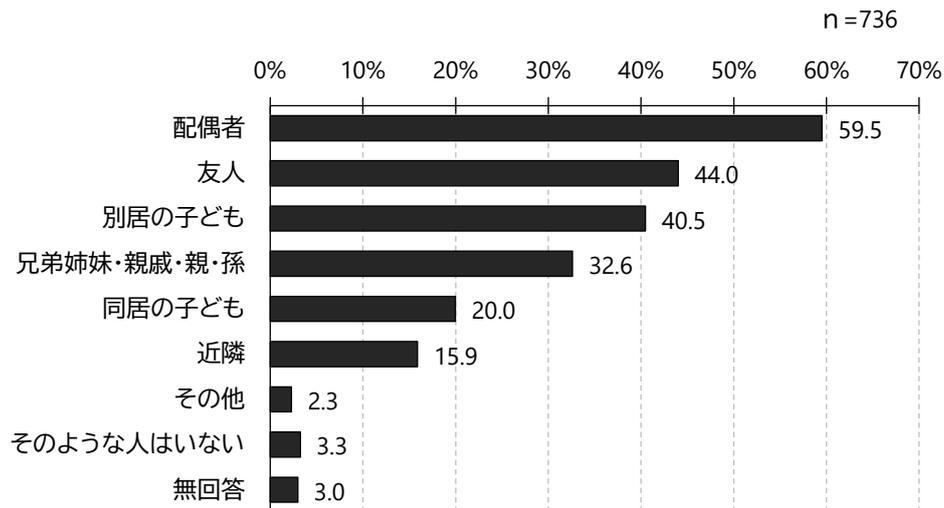
社会参加の意向は過半数、潜在的なポテンシャルは高い

参加者としての参加意向は「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると半数を超えています。一方、「既に参加している」は、6.3%と少なくなっています。参加の意向は高いのに実際の参加が少なくなる要因について、前述の「外出を控えている理由」や「外出する際の移動手段」などもみながら検討していく必要があります。特に参加意向が平井地区に比べて低い大久野地区では、参加につなげる環境整備を検討する必要性がより高いと考えられます。

(5) 地域での相談先や支え合い

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が59.5%と最も多く、「友人」が44.0%、「別居の子ども」が40.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が32.6%、「同居の子ども」が20.0%となっています。

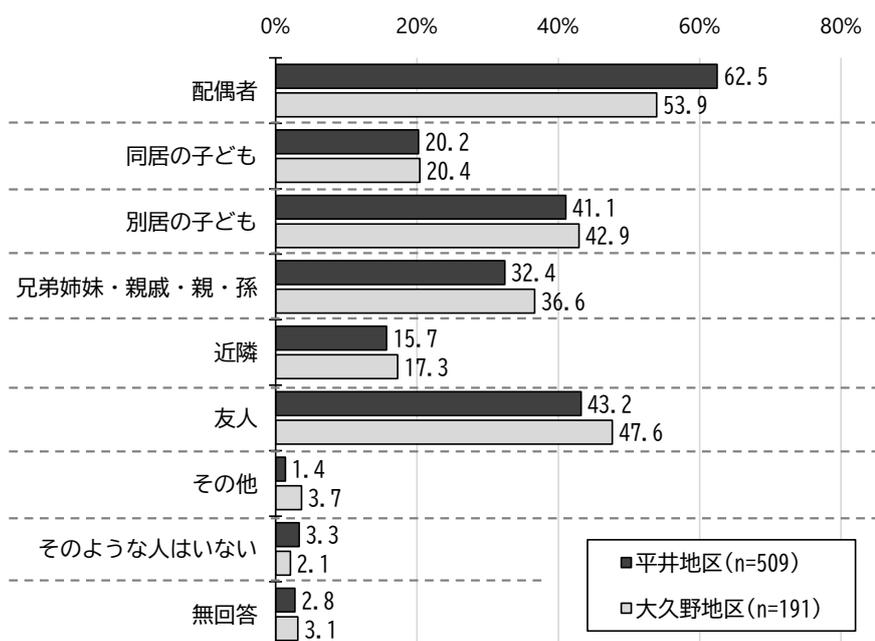
▼心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）



地区別にみると、「配偶者」は平井地区、「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「近隣」「友人」は大久野地区の方が高くなっています。

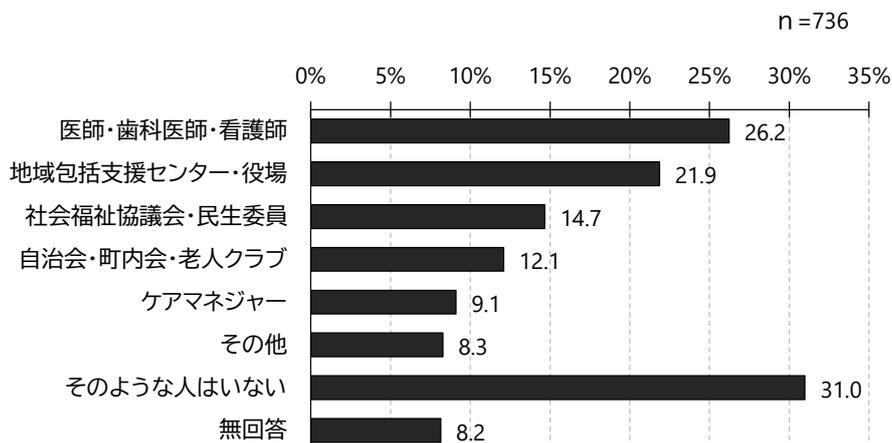
「そのような人はいない」の割合は、平井地区の方がわずかに高くなっています。

▼心配事や愚痴を聞いてくれる人×地区別



地域での相談経路について、家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 26.2%、「地域包括支援センター・役場」が 21.9%、「社会福祉協議会・民生委員」が 14.7%、「自治会・町内会・老人クラブ」が 12.1%となっています。また、「そのような人はいない」が 31.0%と最も多くなっています。

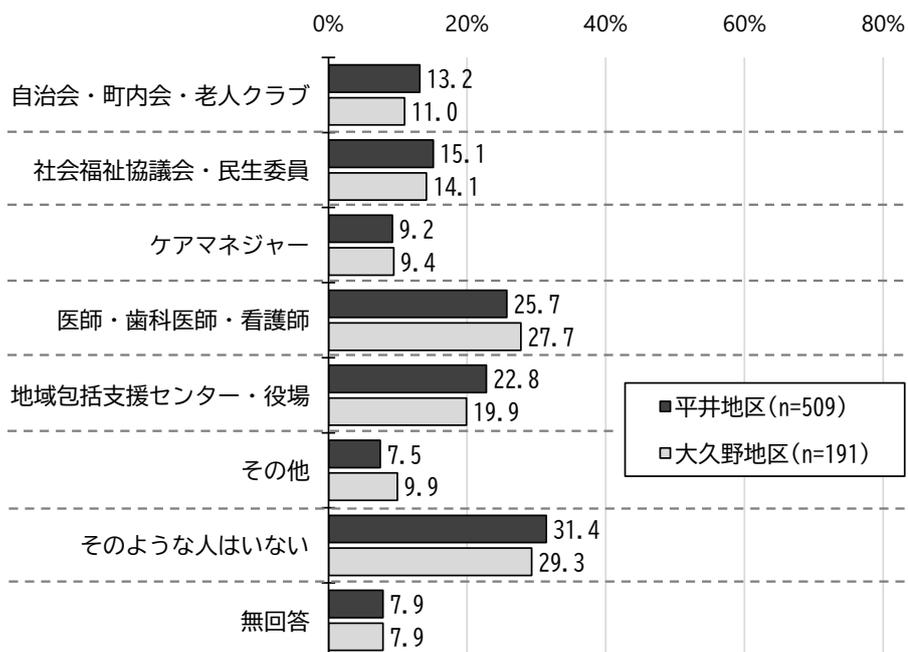
▼家族や友人・知人以外の相談先（複数回答）



地区別にみると、「自治会・町内会・老人クラブ」「社会福祉協議会・民生委員」「地域包括支援センター・役場」は平井地区、「医師・歯科医師・看護師」は大久野地区の方が高くなっています。

「そのような人はいない」の割合は、平井地区の方が高くなっています。

▼家族や友人・知人以外の相談先×地区別



公助と互助の相互補完が大切

心配事などの相談先は「配偶者」が59.5%で最も多く、第2位は「友人」、続く第5位までが親族です。

家族や友人・知人以外の相談相手では「医師・歯科医師・看護師」「地域包括支援センター・役場」「社会福祉協議会・民生委員」「自治会・町内会・老人クラブ」の順となっていますが、「そのような人はいない」との回答が31.0%で最多となっています。

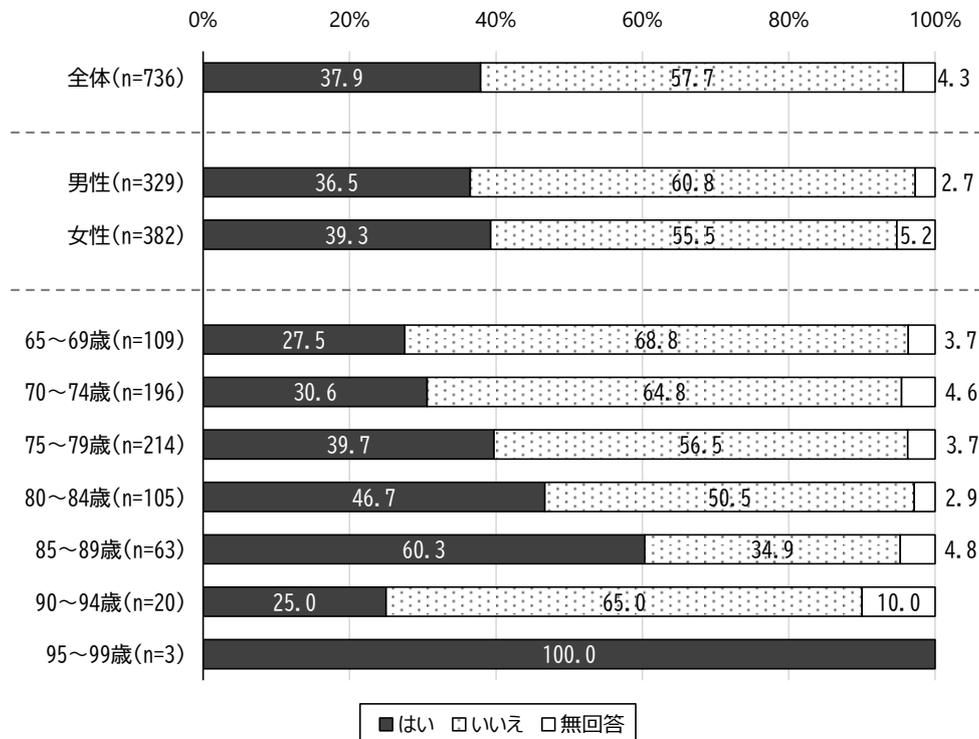
心配事や愚痴を聞いてくれる「友人」、地域での相談先「自治会・町内会・老人クラブ」は、地域の相談支援の力と考えられ、「医師・歯科医師・看護師」「地域包括支援センター・役場」「社会福祉協議会・民生委員」といったサービス・窓口による公助・共助の担い手との連携が図られることが、「地域共生社会」につながると考えられます。

(6) 認知症への対応

認知機能に関する設問、「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が37.9%、「いいえ」が57.7%となっています。

属性別にみると、「はい」の割合は、性別では女性の方が高く、年齢別の85～89歳まででは年齢が上がるにつれて高くなっています。

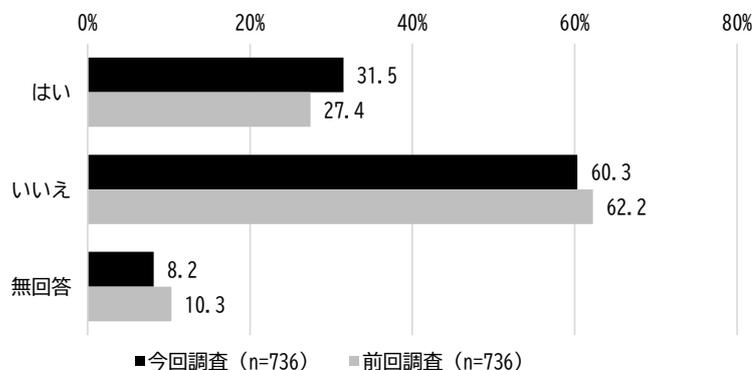
▼物忘れが多いと感じますか×属性



※95～99歳は(n=3)であることに留意が必要です。

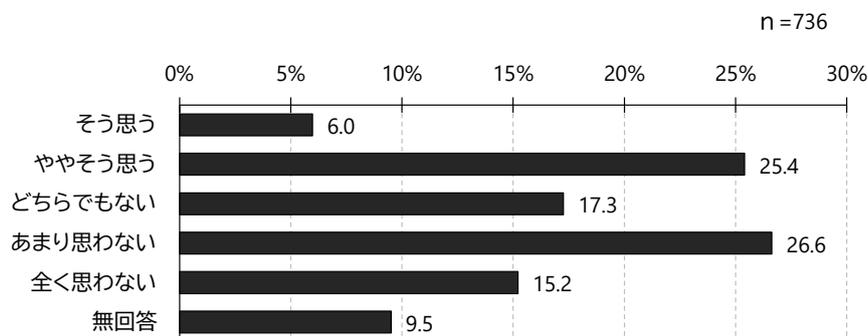
認知症に関する相談窓口を知っているかどうかでは、「はい」が 31.5%、「いいえ」が 60.3%となっており、前回調査と比較すると、「はい」が 4.1 ポイント増加し、「いいえ」が 1.9 ポイント減少しています。

▼認知症に関する相談窓口を知っていますか



家族が認知症になった場合に世間体や周囲の目が気になるかでは、「あまり思わない」が 26.6%と最も多く、「ややそう思う」が 25.4%、「どちらでもない」が 17.3%、「全く思わない」が 15.2%、「そう思う」が 6.0%となっています。

▼家族が認知症になったら、世間体や周囲の目が気になりますか



物忘れが多いと感じる人が約 38%。認知症への理解、相談窓口の周知は重要

認知機能の低下状況を押し量る設問「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が 37.9%となっており、おおむね、年齢が上がるにつれてその割合が高くなっています。

認知症に関する相談窓口は、知っている人の割合が前回調査より増えており、窓口の周知が少しずつ広がっていますが、まだ約 60%は知らない状況です。

国では、認知症高齢者の数が今後増加すると見込んでおり、令和 5(2023)年に「認知症基本法」も成立しました。

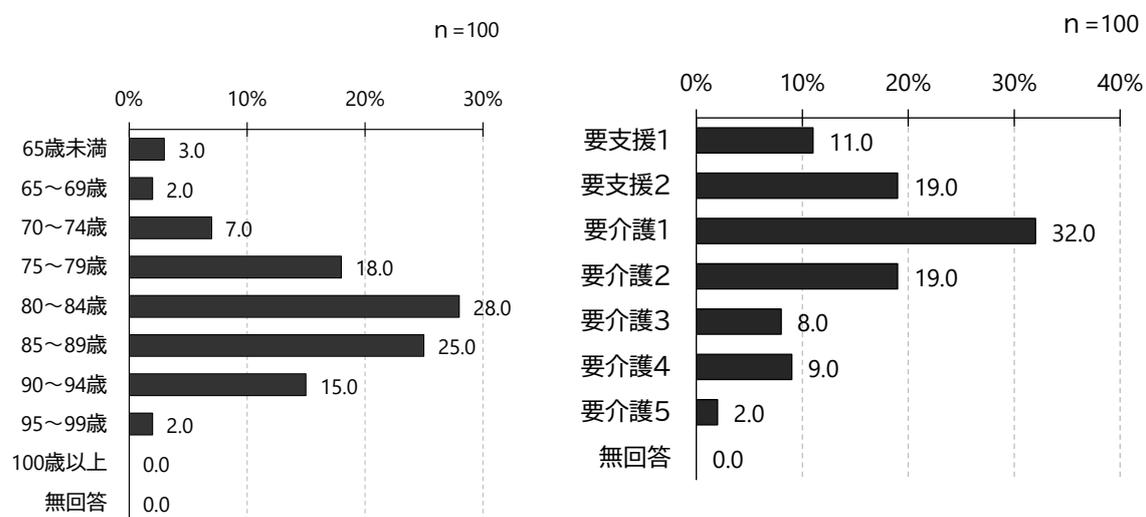
認知症への対応では早期の発見・対応が重要であるとともに、本人や家族の意向を尊重しながらの支援、地域における理解促進、相談窓口の周知・理解といった取組が引き続き必要と考えられます。

3 在宅介護実態調査結果概要

(1) 在宅介護の介護者等の状況

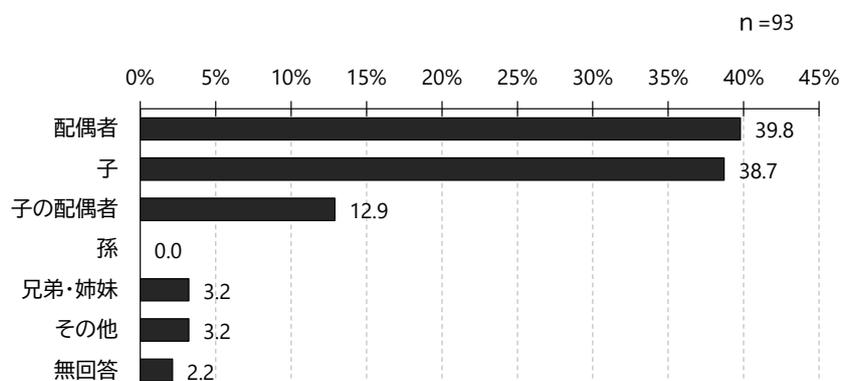
介護を受けている人の年齢は、「80～84歳」が28.0%と最も多く、「85～89歳」が25.0%で続いています。要介護状態区分では、「要介護1」が32.0%と最も多く、「要支援2」及び「要介護2」が19.0%となっています。

▼介護を受けている人の年齢・要介護状態区分



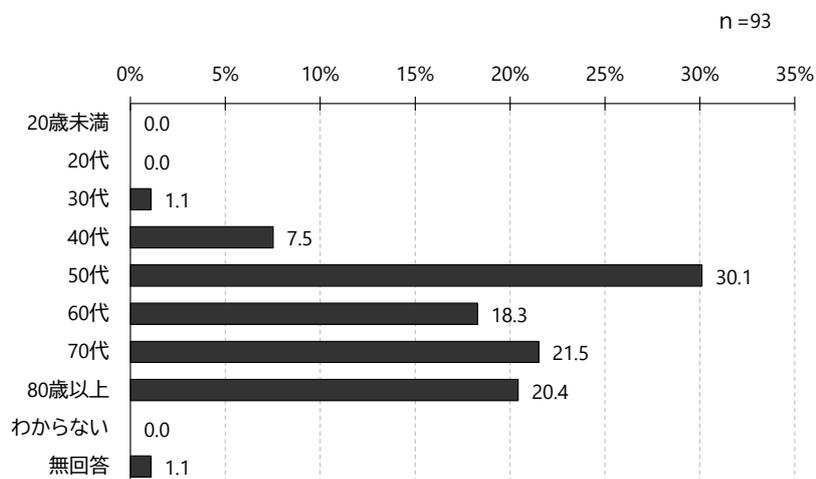
主な介護者は、「配偶者」が39.8%と最も多く、「子」が38.7%、「子の配偶者」が12.9%となっています。

▼主な介護者の、本人との続柄



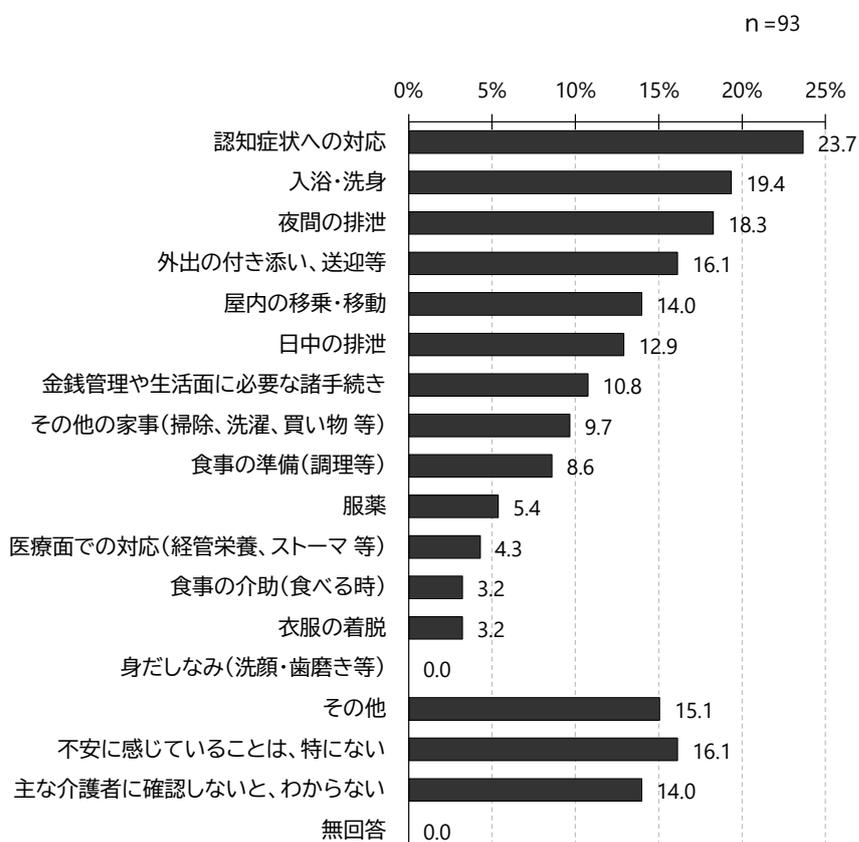
主な介護者の年齢は、「50代」が30.1%と最も多く、「70代」が21.5%、「80歳以上」が20.4%、「60代」が18.3%となっています。

▼主な介護者の年齢



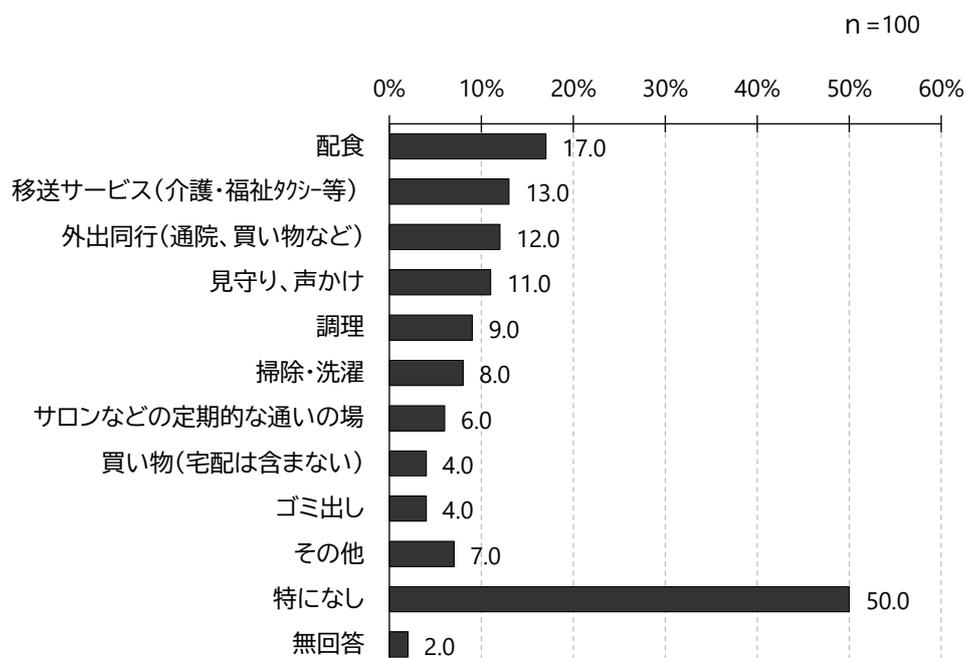
主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が23.7%と最も多く、「入浴・洗身」が19.4%、「夜間の排泄」が18.3%、「外出の付き添い、送迎等」が16.1%となっています。

▼主な介護者が不安に感じる介護等（複数回答）



在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「配食」が17.0%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が13.0%、「外出同行(通院、買い物など)」が12.0%、「見守り、声かけ」が11.0%となっています。また、「特になし」が50.0%と最も多くなっています。

▼在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



老老介護の進行も見越した介護者への支援が重要

要介護認定者の在宅介護において、主な介護者は「配偶者」と「子」が多く、主な介護者の年齢は50代が最多で、70代及び80歳以上が続いています。介護を受けている人は80～84歳が最多で、85～89歳が続いており、介護者が子の世代であっても、今後、老老介護の状況が増えると思われます。

現在は在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「特になし」が最も多くなっていますが、介護を受ける人や、介護をしている家族の状況変化で支援・サービスを受ける必要性が生じてくる可能性は十分に考えられます。介護を受けている人の重度化防止とともに、介護者の負担軽減は引き続き重要な課題です。

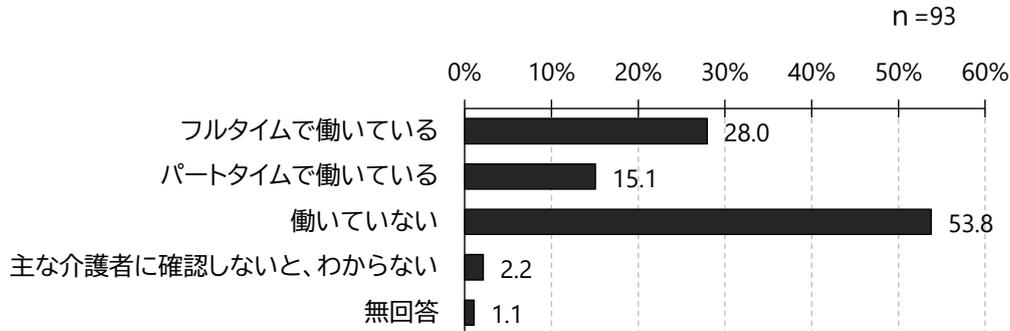
主な介護者が不安を感じる介護等は「認知症状への対応」が最も多くなっています。それに続く「入浴・洗身」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」に対し、認知症状への対応では「何をすればよいか」「どう対応すべきか」自体がよく分からない、あるいは、家族が認知症であることへのとまどいといった背景があることも考えられます。家族介護者に対し、認知症への理解や対応方法などを伝えていく取組や、本人も含めた交流の場づくりといった取組も重要です。

(2) 介護者と就労

以降の回答は「家族や親族からの介護がある」と回答した方

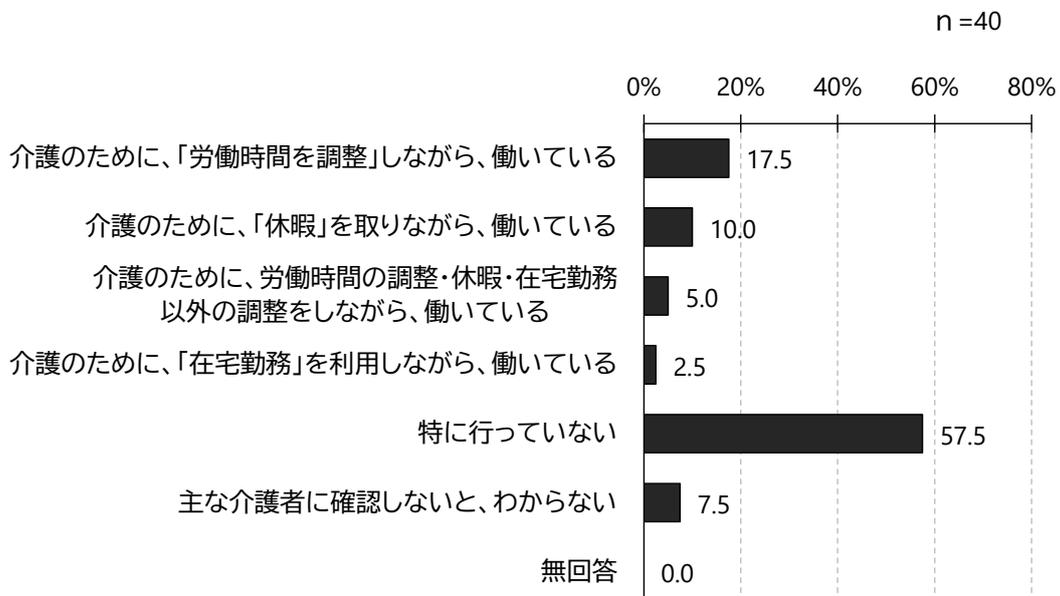
主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が53.8%と最も多く、「フルタイムで働いている」が28.0%、「パートタイムで働いている」が15.1%となっています。

▼主な介護者の現在の勤務形態



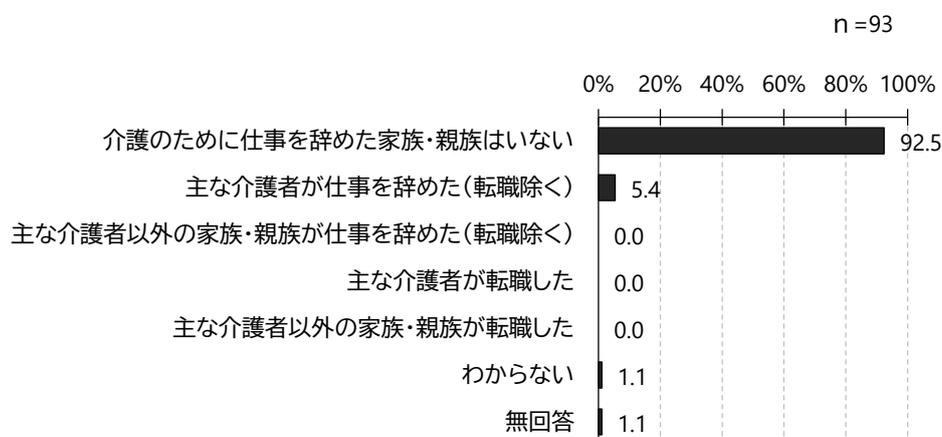
就労している主な介護者の、働き方の調整等は、「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が17.5%、「介護のために、「休暇」を取りながら、働いている」が10.0%、「介護のために、労働時間の調整・休暇・在宅勤務以外の調整をしながら、働いている」が5.0%となっています。また、「特に行っていない」が57.5%と最も多くなっています。

▼就労している主な介護者の仕事の調整（複数回答）



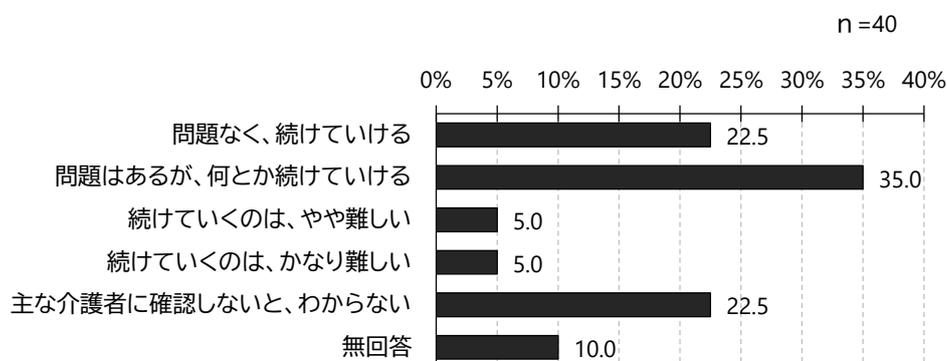
家族や親族の中で、介護のために過去1年間の間に仕事を辞めた人がいるかどうかでは、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が92.5%と多数を占めています。

▼介護のために仕事を辞めた家族・親族がいるか



就労している主な介護者の仕事と介護の両立は、「問題はあるが、何とか続けていける」が35.0%と最も多く、「問題なく、続けていける」が22.5%、「続けていくのは、やや難しい」及び「続けていくのは、かなり難しい」が5.0%となっています。

▼今後も働きながら介護を続けていけそうか



在宅介護継続には、調整をしやすい「働き方」環境づくりが大切

主な介護者は50代が最多で、続く年代は70代、80歳以上、「配偶者」と「子」が多く、働いていない人が最多といったことから、日中も要介護者とともに過ごす高齢な配偶者という介護者像がうかがえます。一方、介護と仕事の両立では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が92.5%となり、働いている介護者は「問題はあるが、何とか続けていける」と「問題なく、続けていける」と多くが回答しています。本調査の大きな目的は在宅介護者の就労継続ですが、要介護者の増加や介護者の高齢化が考えられる中、在宅介護者に対して通所系サービス等が持つレスパイト機能の重要性も高まっていると考えられます。

第5章 高齢者保健福祉施策の将来ビジョン

1 基本理念

本町では、平成3(1991)年6月に高齢者や障害者にやさしいまちづくり「ひので福祉村構想」を発表し、『日本一お年寄りにやさしいまちづくり』を目指してきました。

また、「第五次日の出町長期総合計画」の基本構想では、基本目標1「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので」の施策目標2として「子育て支援の充実とお年寄りにやさしいまちづくり」を設定しました。

「お年寄りにやさしい」は、介護保険事業と高齢者保健福祉を切れ目なく総合的に提供していくことに通じ、「まちづくり」は、高齢者自身の社会参加を促し、地域の様々な主体が協力して高齢者を支え、自立支援を推進していこうという地域包括ケアシステムの考え方、さらには「地域共生社会」の実現にも通じます。

このことから、本計画でも、高齢者が、在宅で介護が必要になっても可能な限りこれまでの生活を続けられ、また、自らが社会の担い手としていきいきとした生活を送れるよう、『お年寄りにやさしいまちづくり』を基本理念として設定することとします。

基本理念

お年寄りにやさしいまちづくり

2 基本目標

基本理念を実現するため、本計画では以下の3つの基本目標を設定し、施策・事業の推進の総合的な展開を図ります。

基本目標1

元気なくらしの実現

高齢者一人ひとりが、健康でかつ尊厳を保ちながら、その人らしく元気でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくりと介護予防、認知症ケア等が連携した総合的な介護予防施策に取り組み、「元気なくらしの実現」を目指します。

基本目標2

生きがいのあるくらしの実現

高齢者が、長年培ってきた技術・知識、経験を生かしながら、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で生涯現役として活躍するとともに、自分らしく自由に働き、学び、憩い、豊かに交流することを通して、お互いに協力しながら社会的な役割を担い貢献していく、「生きがいのあるくらしの実現」を目指します。

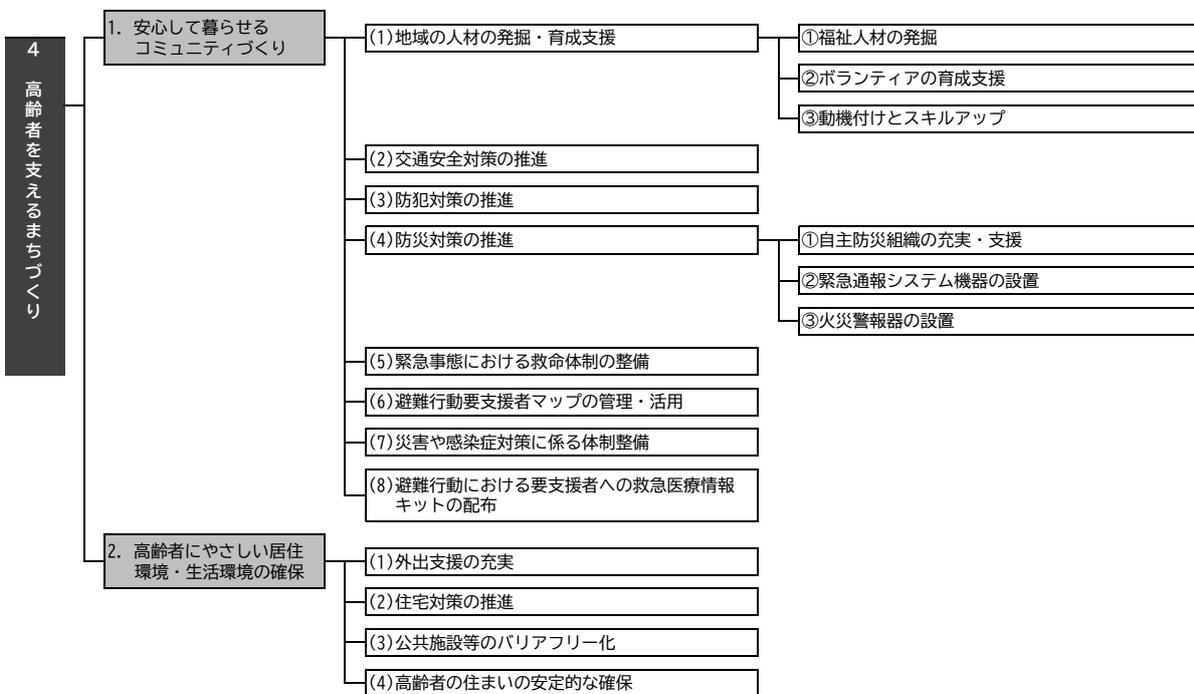
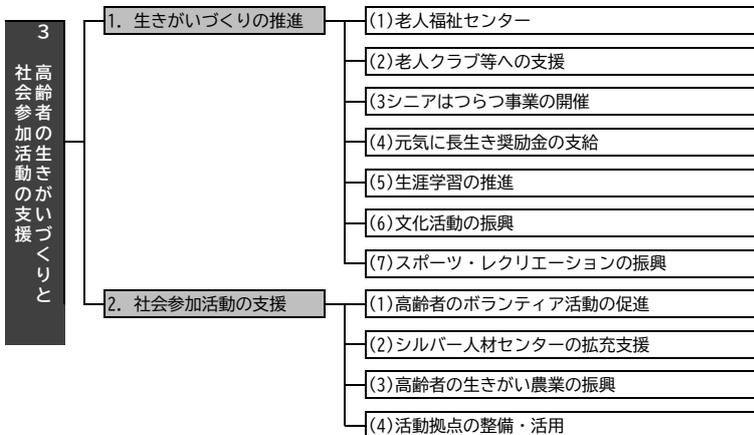
基本目標3

安全安心なくらしの実現

高齢者一人ひとりの身体状況や、一人暮らし高齢者・高齢者世帯などの生活環境に応じた、きめ細かなサービスを提供していくとともに、高齢者が住み慣れた住まい、地域で暮らし続けられるよう、住まい、まちづくりにおいて安全・快適さを確保し、「安全安心なくらしの実現」を目指します。

3 高齢者保健福祉施策の体系図





第6章 高齢者保健福祉施策の推進

1 健康づくりと介護予防への支援

1. 健康づくりの支援

高齢者の「健康寿命の延伸」を図るために、これまでの取組をさらに推進するとともに「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」、「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」等、国が示す、3分野を中心に令和22(2040)年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し(平成28(2016)年比)75歳以上とする取組を推進していきます。

日の出町国民健康保険では、平成20(2008)年度から始まった特定健康診査・特定保健指導について、医療保険者として特定健康診査受診率と、特定保健指導利用率の向上及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少に取り組んでいきます。

さらに、がんやその他の疾病の早期発見・早期治療のための検診を行うことにより、健康づくりを進めていきます。

(1) 健康教育事業

いきいき健康課 健康推進係

- 生活習慣病の予防、ひいては要介護状態になることの予防のため、医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・運動指導員等を講師として健康教育を実施しています。
- 継続的な事業参加から、60歳以上の方の生活習慣病予防の意識付けは着実に定着してきています。引き続き、健康づくりに関する正しい知識の普及と適切な自己管理の定着を図ります。
- 働き盛りの40歳代や若い世代からの生活習慣病予防の重要性をさらに普及・啓発していきます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 参加者数(人) | 114 | 190 | 275 | 360 | 444 | 444 |

(2) 健康相談事業

いきいき健康課 健康推進係

- 心身の健康について、町民一人ひとりの相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、保健師、看護師及び管理栄養士等による健康相談事業の充実に努めます。数値で評価しやすい体重・体脂肪測定を取り入れていくことも検討していきます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 相談者延べ人数(人) | 79 | 142 | 185 | 228 | 271 | 271 |

(3) 特定健康診査・特定保健指導事業

いきいき健康課 健康推進係

- 「健康寿命の延伸」の観点から、かかりつけ医の重要性と特定健康診査・特定保健指導事業を含む健診事業を活用して、健康維持に努めていくことが重要です。
- 特定健診受診後、特定保健指導対象となっても受診しない方も多く、健診結果が活かされていない状況も見受けられることから、既存の健診事業を有効に活用していただき、保健指導対象となれば、生活習慣病予防のためにも保健指導を受け、がん検診で要精密検査となった場合には、必ず病院で検査を受診してもらうよう、働きかけを行っていきます。
- 特定健康診査の受診率の増加に向けて、広報・ホームページ等による情報配信を行います。
- 他市町村の実施方法等も参考に、効果的な受診勧奨と保健指導の検討を行います。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 特定健康診査対象者数（人） | 3,028 | 2,883 | 2,859 | 2,851 | 2,843 | 2,831 |
| 特定健康診査受診者数（人） | 1,863 | 1,741 | 1,771 | 1,809 | 1,848 | 1,840 |
| 特定保健指導対象者数（人） | 247 | 220 | 224 | 229 | 234 | 233 |
| 特定保健指導受診者数（人） | 43 | 43 | 55 | 68 | 82 | 96 |

対象：日の出町国民健康保険被保険者

(4) がん検診事業

いきいき健康課 健康推進係

- 「健康寿命の延伸」の観点から、かかりつけ医の重要性とがん検診を含む健診事業を活用して、健康維持に努めていくことが重要です。
- 広報・ホームページでの掲載で周知するとともに、健康教育等で受診の呼びかけを行います。また、受診時間や受診期間を見直して拡大し、イベントでの普及・啓発活動等、受診率向上に向けた取組を進めていきます。今後も、なお一層、受診しやすい体制づくりに努め、受診率向上を図っていきます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 平均受診率（％） | 24.2 | 17.6 | 20.1 | 22.6 | 25.0 | 25.0 |

注：受診率は5がん(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)の受診率の平均値

(5) 介護予防教室・転倒骨折予防体操教室

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、フレイル⁵への対応が大切です。全ての第1号被保険者を対象として、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組及び機能を強化する観点から事業を実施します。
- 主な事業として大久野地区と平井地区で「介護予防教室」と「転倒骨折予防体操教室」を2部制で実施しています。今後も安全で安心な事業を実施していきます。
- また、「介護予防まるごと講座」に加え、「いきいきサポート出張講座」や「介護予防ボランティア研修、介護予防リーダー養成研修」も実施し、ボランティア活動に加えてご自身の「生きがいくりの場」として展開していきます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護予防教室実施回数（回） | 21 | 64 | 65 | 66 | 66 | 66 |
| 介護予防教室参加延べ人数（人） | 399 | 1,060 | 1,130 | 1,130 | 1,130 | 1,130 |
| 転倒骨折予防体操教室実施回数（回） | 49 | 95 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 転倒骨折予防体操教室参加延べ人数（人） | 268 | 618 | 1,600 | 1,625 | 1,650 | 1,675 |

(6) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

いきいき健康課 高齢支援係・健康推進係／町民課 後期高齢者医療係

- 健康寿命の延伸を目的として、国保データベースシステム等の分析により健康課題の明確化を行うことで、糖尿病、腎不全予備等（ハイリスク）の方、フレイル、生活習慣病（ポピュレーション）の方へ「個別指導」、「通いの場」等を提供する「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」を開始します。

5 フレイル：健常から要介護へ移行する中間で、年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態のことです。

2. 地域支援事業の展開

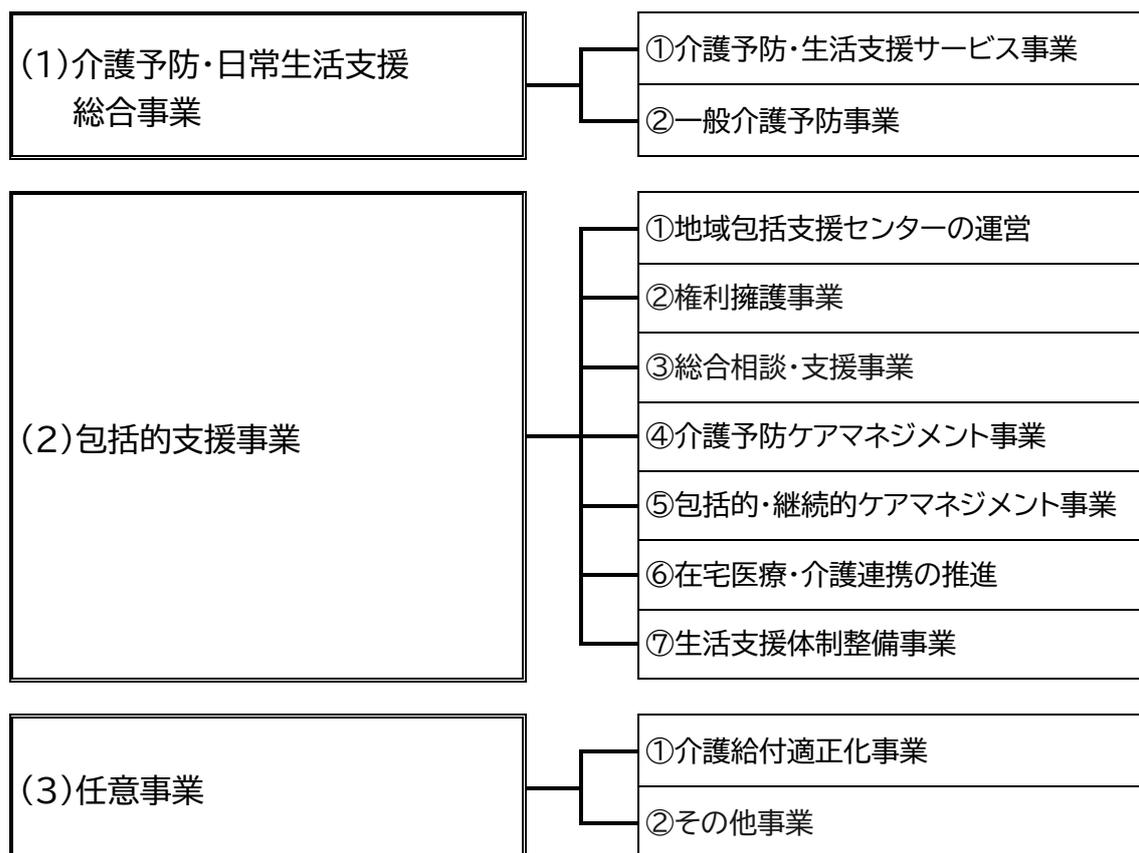
地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されます。

本町においては平成29(2017)年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。総合事業では、要支援者等(要介護も含みます)に対し、既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した支援及びそのマネジメントを行います。また、一般介護予防事業として、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

包括的支援事業では、地域包括支援センターを中心に、高齢者の権利擁護や総合相談・支援、在宅医療・介護連携の推進などに取り組みます。

任意事業では、介護給付が適正に行われているかどうかのチェック、要介護高齢者を介護する家族などへの支援、成年後見制度の周知や利用に資する補助などを行います。

▼地域支援事業の展開



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

●介護予防・生活支援サービス事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 訪問型サービスでは、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。平成 28(2016)年度までの訪問型介護予防事業に相当するものと、住民主体による支援(訪問型サービスA)からなります。
- 通所型サービスでは、通所型サービスA、住民主体によるサービスBについては引き続き実施し、短期集中予防サービスであるサービスCについては、実施に向け検討していきます。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問介護相当サービス利用者(人) | 270 | 252 | 225 | 222 | 220 | 217 |
| 訪問型サービスA利用者(人) | 224 | 220 | 261 | 258 | 255 | 252 |
| 通所介護相当サービス利用者(人) | 599 | 673 | 750 | 741 | 732 | 725 |

●介護予防ケアマネジメント事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。介護予防・生活支援を目的に、心身の状況等に応じた選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施件数(件) | 56 | 61 | 69 | 68 | 67 | 67 |

②一般介護予防事業

●地域介護予防活動支援事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
- 生活支援コーディネーター、地域住民、NPO、ボランティア、民間企業、行政等と連携しながら、地域における生活支援、介護予防サービスの提供体制の整備、充実、強化を図ります。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護予防を目的とした住民主体で行う団体やグループ(団体数) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

●一般介護予防事業評価事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 介護保険事業計画に定める計画値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を行います。
- 介護予防のケアプランや「見える化」システム等のデータベースを活用し、課題を分析し、一般介護予防事業の改善や見直し等を実施します。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画値の達成状況等の検証 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

いきいき健康課 高齢支援係

- 地域の高齢者及びその家族への総合的な支援を行う中核的機関として「日の出町包括支援センター」を運営し、「総合相談・支援」「権利擁護」「介護予防ケアマネジメント」「包括的継続的ケアマネジメント」等の支援を行います。
- 「主任ケアマネジャー」「保健師(又は経験のある看護師)」「社会福祉士」の3職種を配置し、専門的な支援を行います。
- 平成 27(2015)年度に設置した個別ケース会議に加え、地域包括ケアシステムの構築に向けた協議・検討の場となる地域ケア会議の設置を推進します。

②権利擁護事業

●虐待防止・権利擁護の周知浸透

いきいき健康課 高齢支援係/日の出町包括支援センター

- 高齢者への虐待を防止し人権を守るため、虐待防止・権利擁護の周知浸透を図ります。

●権利擁護事業

いきいき健康課 高齢支援係/日の出町包括支援センター/日の出町社会福祉協議会

- 高齢者などからの権利擁護にかかわる相談等に対応します。
- 成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行ったり、成年後見人となるべき人をすすめたりすることができる団体等の紹介等を行います。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 相談件数(件) | 816 | 839 | 855 | 876 | 897 | 918 |

③総合相談・支援事業

日の出町包括支援センター

- 被保険者の心身の状況や、その居宅における生活の実態その他の必要な事情を把握して保健医療、公衆衛生、社会福祉、その他の関連施策に関する総合的な情報を提供します。また、関係機関との連携調整及び福祉の推進を図るため総合的な相談・支援を行います。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 相談件数（件） | 325 | 304 | 350 | 350 | 350 | 350 |

④介護予防ケアマネジメント事業

●介護予防ケアマネジメントの実施

日の出町包括支援センター

- 保健師などが、本人の意向や生活環境等を踏まえ、利用者に適した目標を設定した上で、必要な場合には介護予防ケアプランを作成します。
- 栄養改善と口腔機能の向上など、複数の事業の利用が適当である場合や閉じこもり・うつ・認知症等の関係者などの連携が必要な場合などには、必要に応じてサービス担当者会議を行います。

●介護予防サービスの提供

いきいき健康課 高齢支援係／日の出町包括支援センター

- 地域包括支援センターが作成したプランに基づき、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の介護予防サービスを提供します。
- サービス提供機関は、利用者の心身の状況をより正確に判断し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等について、事前のアセスメント(二次アセスメント)を行います。
- 一定期間後に、介護予防事業の効果について、モニタリングを行うとともに、その結果を地域包括支援センターへ報告します。

⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係／日の出町包括支援センター

- 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する人が互いに連携し、高齢者の心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況、その他の状況に関する定期的な協議を行うなど包括的・継続的な支援を行います。
- ケアマネジャー支援としてケアマネジャー連絡会開催支援・民生委員・児童委員協議会との交流会調整、ケアマネジャー勉強会等を開催し、ケアマネジャーからの個別相談にも対応しています。医療機関との充実した連携を図るための支援や体制づくりを引き続き進めます。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ケアマネジャー勉強会実施回数（回） | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 |

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

いきいき健康課 高齢支援係

- 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進し、看取りや認知症への対応も視野に、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指した取組を行います。
- 町、医師会などの重要な医療側関係職種、地域包括支援センター、ケアマネジャーや介護事業者などの介護関係職種の参加する「在宅医療介護連携検討会」を設置しており、これによる検証を重ねます。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 在宅医療介護連携検討会実施回数（回） | 0 | 0 | 1 | 4 | 4 | 4 |

⑦ 生活支援体制整備事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者の生活支援サービスの体制整備推進のため、生活支援コーディネーター事業を実施しています。生活支援コーディネーターは、地域の高齢者支援のニーズと高齢者向けサービスなど地域資源の状況を把握し、地域における高齢者に関する取組を総合的に支援・推進しています。
- 生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体、医療関係者など多様な主体が参画し、情報共有及び連携強化を図るためのネットワークとして協議体による定期的な協議を行っています。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 生活支援コーディネーター（人） | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 生活支援体制整備協議体による協議実施回数（回） | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(3) 任意事業

①介護給付適正化事業

介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図るものです。

●要介護認定の適正化

いきいき健康課 介護保険係

- 介護認定調査の中立・公平性確保のため、要介護認定調査の結果について、認定審査会用資料としての整合性の確認を図るべく、調査項目の内容を入念に点検し、チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合には、必要に応じて修正や調査員に対する指導を行います。

●ケアプラン点検及び住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査

いきいき健康課 介護保険係

- ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なものになっているかを介護支援専門員とともに検証確認するほか、適宜に国保連合会のシステムによる帳票等を活用した点検を行うことにより、健全な給付の実施を図ります。
- 利用者の身体的状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者への普及啓発を図るとともに、必要に応じて訪問調査を行います。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ケアプラン点検実施件数（件） | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

●縦覧点検・医療情報との突合

いきいき健康課 介護保険係

- 複数月にまたがる介護報酬の支払い内容の確認と、東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付情報と介護給付情報の突合を行い、不適切な給付がないか点検します。

●介護給付費通知

いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係

- 介護保険サービス利用者に対して利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額を通知し、利用者に適切なサービス利用意識の醸成を図るとともに、過誤請求等の防止・抑止につなげます。
- 第8期の介護給付適正化事業における主要5事業の一つであった「介護給付費通知」は、第9期の国の指針において任意事業となり、本計画期間中に事業実施について検討します。

②その他事業

●成年後見制度利用支援事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 町長申立てに係る低所得等の高齢者については、成年後見制度の周知を図り、支援します。

| 指標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見開始審判の町長申立て件数（件） | 3 | 2 | 6 | 4 | 4 | 4 |

●福祉用具・住宅改修支援事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言・支援を行います。

2 高齢者の生活支援

1. 在宅支援サービスの推進

介護が必要になっても自宅や住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、在宅での生活を支える支援サービスの充実を図っていきます。

(1) 給食サービス

いきいき健康課 高齢支援係

- 調理が困難な一人暮らし又は高齢者世帯等に定期的にバランスのとれた食事を配食するとともに利用者の安否確認を行います。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実人員(人) | 54 | 58 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 延べ食数(食) | 3,024 | 2,959 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |

(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

いきいき健康課 高齢支援係

- 一人暮らしや高齢者世帯等で、寝具の洗濯、自然乾燥作業が困難な状態にある高齢者を対象に、寝具の洗濯・乾燥消毒を行って衛生的で快適な生活を送れるように支援していきます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実人員(人) | 23 | 19 | 19 | 18 | 17 | 16 |
| 洗濯(枚) | 17 | 15 | 15 | 14 | 13 | 12 |
| 乾燥(回) | 64 | 52 | 50 | 48 | 46 | 44 |

(3) 理髪サービス

いきいき健康課 高齢支援係

- 要介護認定において「要介護3以上」と認定された高齢者を対象に、理容師が自宅に出張して理髪を行うことにより、衛生的でかつ快適な生活の増進を図ります。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実人員(人) | 17 | 16 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 利用回数(回) | 57 | 55 | 60 | 60 | 60 | 60 |

(4) 介護用品等の給付

いきいき健康課 高齢支援係

- 要介護認定において「要介護 4・5」と認定された高齢者又は寝たきり等の高齢者、失禁状態が認められた人を対象に、おむつ等の介護用品を給付することにより介護に係る経済的な負担の軽減と在宅生活の質の向上を図ります。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 延べ件数(件) | 438 | 434 | 450 | 455 | 460 | 465 |

(5) 寝たきり高齢者等支援手当

いきいき健康課 高齢支援係

- 居宅で寝たきりでいる高齢者を介護している人に手当を支給することにより、介護の推進と経済的な負担を軽減します。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 寝たきり高齢者等支援手当の支給者数(人) | 51 | 55 | 60 | 65 | 70 | 75 |

(6) 温泉水の宅配

いきいき健康課 高齢支援係

- 80歳以上の高齢者がいる世帯等を対象に、温泉施設ではなく自宅で温泉気分が味わえるよう町資源である温泉水を宅配することにより、高齢者の在宅生活の質の向上を図ってきました。
- 高齢者世帯への温泉水の宅配については、車両老朽化に伴い、令和5年9月末をもって終了しました。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 施設数(施設) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 高齢者世帯(世帯) | 18 | 14 | 17 | - | - | - |
| 一般世帯(世帯) | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 費用徴収(円) | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

2. 施設福祉サービス

在宅での生活が困難な高齢者に対する養護老人ホームへの入所措置や介護予防拠点の基盤整備を行います。

(1) 養護老人ホーム

いきいき健康課 高齢支援係

- 環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 養護老人ホームの利用者数(人) | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |

(2) 介護予防拠点の基盤整備

いきいき健康課 高齢支援係

- 町内にある各老人福祉センター及び大久野健康いきいきセンターは、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携を図りながら、地域住民の健康増進や高齢者の生活、身体的状況を考慮したきめ細かい効果的な介護予防に努めます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護予防拠点の施設数(か所) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

3. 一人暮らし高齢者への支援

孤独死ゼロ対策の一環として、一人暮らし高齢者や孤立しがちな高齢者等が安心して生活できるよう、支援を必要とする高齢者を把握し、各種サービスの利用など適切な支援につないで継続的な見守りを実施するネットワークシステムの充実を図ります。

より一層のセーフティーネット⁶の構築に取り組むと同時に、元気な高齢者を地域の担い手として位置づけ、住民同士が協力して地域を支えていくまちづくりを推進します。

(1) 見守りネットワークの充実

いきいき健康課 高齢支援係

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者に対して、自治会や老人クラブなどの地域住民や関係協力機関が声かけや見守り等を行い、町、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や地域包括支援センターを軸として地域全体で見守り支え合う仕組み(見守りネットワーク)を強化、推進していきます。
- 新聞や郵便、牛乳等の配達、電気、水道の検針など、地域に密着して活動している事業者の協力を得て、異常発見時の通報等を行っていきます。

(2) 孤独死対策の推進

いきいき健康課 高齢支援係

- 孤独に陥らないような仕組みづくりと、孤独死防止のための周知、啓発など、地域の実情に応じたネットワークの構築を目指します。

(3) 福祉事業の充実

いきいき健康課 高齢支援係

- 電話や訪問、給食サービス、緊急通報システムなど既存の見守り等事業のさらなる充実を図ります。
- ライフ監視機器の設置(一人暮らし高齢者セーフティーネット)の活用による安否確認システムなどの普及に努めます。

(4) 住民共助による見守り等仕組みづくりの支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 元気な高齢者を、地域社会の担い手として位置づけ、グループの育成を図り、社会福祉協議会のサロン活動事業や見守りサービスなど、地域で援護の必要な高齢者の見守り等の仕組みづくりを関係機関と連携しながら支援していきます。

6 セーフティーネット:安全網。生活上の危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な対策のことです。

4. 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で、穏やかに暮らし続けられるよう、認知症高齢者や家族への支援に取り組んでいきます。

(1) 認知症高齢者の早期発見・支援

いきいき健康課 高齢支援係

- かかりつけ医と連携し、認知症高齢者の早期発見及び支援に結び付けます。また、認知症の予防や早期発見、早期対応の必要性について普及・啓発を行います。
- 認知症カフェや地域の情報等から、認知症高齢者の早期発見及び認知症初期集中支援チームや認知症アウトリーチチーム等による支援に結び付けます。
- 認知症の予防や早期発見、早期対応の必要性について普及・啓発を行います。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 認知症初期集中支援チームによる対応件数（件） | 2 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 |

(2) 認知症ケアの普及・啓発

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症高齢者や家族、支援者に認知症ケアについての理解を促進することにより、認知症の早期対応や重度化の防止並びに介護負担の軽減等を図ります。
- 認知症の方やその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を設置しています。認知症に関する研修会等を行い、認知症ケアを普及・啓発するとともに認知症を理解する人材を育成していきます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 認知症に関する研修会実施回数（回） | 4 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |

(3) 認知症高齢者・家族を支える地域の仕組みづくり

①キャラバンメイト、認知症サポーターの育成及び活動支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症に対する正しい理解と接し方を学んだ「キャラバンメイト」⁷の資格を取得した人が「認知症サポーター」⁸を養成し、その活動を支援していきます。
- 子供・学生向け認知症サポーター養成講座の実施や高齢者との交流を通じて、児童・生徒の認知症の人などを含む高齢者に対する理解を促進します。
- 地域住民向け認知症サポーターの養成を引き続き行うとともに、認知症の人とかかわる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの養成講座を拡大します。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 認知症サポーター数（人） | 18 | 139 | 160 | 180 | 180 | 180 |

②地域の支え合い活動の支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症高齢者の生活の場となる地域において、認知症サポーターや警察、消防などの関係機関と連携し、認知症高齢者とその家族を地域で支え合い、見守ることができる社会を支援していきます。
- 認知症の人やご家族、高齢者が安心して暮らしを続けられるように、町内の事業所に「認知症高齢者にやさしいお店」として登録いただき、見守りをお願いしています。

③家族支援の実施

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症勉強会や認知症カフェを開催し、認知症の理解を深め、家族や専門職、地域住民との交流や情報共有の機会をつくります。
- 「日の出町ひとり歩き安心アップ登録」では、本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、町、日の出町包括支援センター及び警察署で、日常のひとり歩きでの安心感の向上及び情報共有を行います。
- 「日の出町ひとり歩き安心アップ登録」で登録をいただいた方へ衣服用シールを交付することで、行方不明となった場合、認知症高齢者等の早期発見に役立てます。

7 キャラバンメイト：認知症サポーター養成講座の講師役です。

8 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り支援していく地域のボランティアです。

(4) 若年期認知症支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 働き盛りの若年期に、病気や事故などで認知症となる方は、地域になじみづらいなど、若年期固有の特性があります。こうした特性を踏まえつつ、かかりつけ医、地域等と連携し若年期認知症の支援について検討していきます。

(5) 認知症ケアパスの周知

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症の本人やその家族が進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパスの普及啓発を図ります。

(6) 本人発信支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合う本人ミーティングの取組を推進します。

(7) 高齢者にやさしい地域づくりに係る国立大学法人東京大学との連携・協力

いきいき健康課 高齢支援係

- 国立大学法人東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻高齢者在宅長期ケア看護学分野では、「Dementia-friendly Community (DFC) 共創プログラムの開発・実装」に関する研究を行っており、令和4年9月に、日の出町と国立大学法人東京大学との連携・協力に向けて、覚書を締結しました。
- これにより、民間事業者・専門職向けのプログラムの開発、学校教育におけるDFC共創教育プログラムの開発・実装等を通じて、自治会、商店、小中学校、医療機関、介護事業者等に向けた統合的なDFC共創教育プログラムの開発・実装等により「認知症にやさしいまちづくり」を推進していきます。

5. 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者に対する虐待予防、未然防止の仕組みづくりを推進していくとともに、高齢者の権利擁護への取組を充実していきます。

(1) 虐待防止の仕組みの充実

いきいき健康課 高齢支援係

-
- 身体虐待、財産・年金などの搾取、介護放棄など、高齢者に対する虐待予防を進めます。
 - 民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、地域包括支援センター、介護サービス事業者や医師・弁護士など専門家等との連携・協力のもと、「早期発見」「サービス介入」「専門支援介入」からなる三層のネットワークを形成し、虐待防止対策の充実を図ります。
-

(2) 権利擁護制度の周知、利用促進

いきいき健康課 高齢支援係

-
- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業等の普及・啓発や消費者被害防止・高齢者虐待の防止など、権利擁護に関する制度や諸施策の充実を図ります。
-

3 高齢者の生きがいくくりと社会参加活動の支援

1. 生きがいくくりの推進

高齢化が進む中で、活力ある社会を維持するために、高齢者の生きがいくくりを積極的に支援します。

(1) 老人福祉センター

いきいき健康課 高齢支援係

- 老人福祉センターは、おおむね 60 歳以上の高齢者が入浴や休憩ができ、囲碁、将棋やカラオケ等の娯楽を楽しみ、各種の教室に参加して教養を高めるなど、生きがいくくりや社会参加の促進を図るための施設です。施設の適切な維持管理と、魅力的なサービスの提供に努め、閉じこもりがちな高齢者をはじめ、より多くの高齢者の施設利用を促進していきます。

(2) 老人クラブ等への支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者の多様性・自発性を十分尊重しながら、社会奉仕活動や自らが介護予防について考えるための各種研修や生きがい・健康づくり推進のための活動等が展開できるよう、老人クラブや高齢者団体への支援を行います。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| クラブ数（団体） | 11 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 会員数（人） | 716 | 655 | 632 | 608 | 690 | 670 |

(3) シニアはつらつ事業の開催

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者福祉の増進に努めるため、長寿をお祝いするシニアはつらつ事業を開催し、高齢者を招待します。敬老福祉大会は、令和5年度より「シニアはつらつ事業」として、事業内容を変更しました。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| シニアはつらつ事業参加者数（人） | 0 | 0 | 180 | 178 | 176 | 174 |

(4) 元気に長生き奨励金の支給

いきいき健康課 高齢支援係

- 長寿を祝い、敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者福祉の増進に寄与することを目的に、9月15日現在、町内に住所を有する高齢者の方々に年齢の節目ごとに奨励金を支給します。令和6年度より、支給対象年齢及び支給額を見直します。(11段階⇒5段階)

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 支給件数：満70歳（古希）に達した方（人） | 256 | 233 | 206 | 182 | 180 | 178 |
| 支給件数：満75歳、満77歳（喜寿）に達した方（人） ※令和6年度より満77歳（喜寿）に達した方のみ | 488 | 557 | 504 | 331 | 327 | 324 |
| 支給件数：満80歳（傘寿）、満85歳、満88歳（米寿）に達した方（人） ※令和6年度より満88歳（米寿）に達した方のみ | 405 | 409 | 407 | 106 | 104 | 102 |
| 支給件数：満90歳（卒寿）、満95歳、満99歳（白寿）に達した方（人） ※令和6年度より満99歳（白寿）に達した方のみ | 82 | 81 | 92 | 8 | 7 | 6 |
| 支給件数：満100歳以上の方（人） ※令和6年度より満100歳に達した方のみ | 11 | 10 | 7 | 5 | 4 | 3 |

(5) 生涯学習の推進

文化スポーツ課 社会教育係

- 高齢者を含む全ての町民が生涯を通じて健やかな生活を送れるように、「ひので町民大学」で町民の教養・趣味活動を支援し、各世代間のつながりを深める機会の構築を目指します。また、高齢者の健康的な生活習慣維持に対する意識の啓発を図ります。

(6) 文化活動の振興

文化スポーツ課 社会教育係

- 高齢者の文化活動の振興を図るため、文化団体連盟の維持、また、文化団体連盟を中心とした町民文化祭及び歌と踊りと文化の祭典を計画しています。

(7) スポーツ・レクリエーションの振興

文化スポーツ課 スポーツ振興係

- 高齢者が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、高齢者向け軽スポーツの普及、実施団体やリーダーの育成、情報提供などに努めます。

2. 社会参加活動の支援

高齢者にできるだけ社会とのかかわりを持ってもらえるよう、高齢者の様々な社会活動支援を充実させます。

(1) 高齢者のボランティア活動の促進

いきいき健康課 高齢支援係

- 援護を要する高齢者への支援や福祉施設での手伝いをはじめ、子ども達への技能の伝承の場など、高齢者の特性を生かしたボランティア活動への参加促進を図ります。
- 施設でのボランティア情報を広く発信してボランティア活動の場を増やし、さらに、介護ボランティア制度の実施に向けた検討をします。

(2) シルバー人材センターの拡充支援

いきいき健康課 高齢支援係／日の出町シルバー人材センター

- いわゆる「団塊の世代」の方をはじめ、就労を希望する高齢者はますます増大すると予測されることから、シルバー人材センターの拡充に向けて、その運営の支援を行っていきます。

(3) 高齢者の生きがい農業の振興

産業観光課 農林振興係

- 町民農園の貸付事業により、新鮮で健康的な野菜づくりを通じて高齢者自らが生きがいを持てる支援を推進していきます。

(4) 活動拠点の整備・活用

いきいき健康課 高齢支援係

- 退職後の高齢者が、自分自身の余暇等のために過ごしたいというニーズに応じられるように、福祉センター等の活動拠点への支援策を行い、高齢者の活力を引き出すことで、社会全体の活性化につながるよう進めていきます。
- 活動拠点は、高齢者の介護予防のみならず、地域内の多くの高齢者が交流を持てる場となるように努めます。

4 高齢者を支えるまちづくり

1. 安心して暮らせるコミュニティづくり

高齢者が安心して地域で生活をしていくためには、それを支える人的資源やその組織、また、社会基盤が必要です。そうしたコミュニティづくりを推進します。

(1) 地域の人材の発掘・育成支援

地域で高齢者を支える地域福祉活動の展開のためには、活動の核となる地域の人材が必要となるため、その人材の発掘や支援育成に努めます。

①福祉人材の発掘

いきいき健康課 高齢支援係

- 町内では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等をはじめ、ボランティアや NPO 等の人材が数多く活躍しています。これらの地域人材と連携し、専門的な知識のある人材を発掘し活躍してもらう環境づくりを進めていきます。

②ボランティアの育成支援

いきいき健康課 高齢支援係／日の出町社会福祉協議会

- ボランティア養成講座等を実施して、初めてボランティアを行う方へ活動のきっかけを提供し、新しいボランティアの育成支援を行います。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ボランティア養成講座実施回数（回） | 5 | 18 | 15 | 15 | 15 | 15 |

③動機付けとスキルアップ

いきいき健康課 高齢支援係／日の出町社会福祉協議会

- 団塊の世代や若い世代の方などに地域福祉に対し関心を深めてもらうための情報提供や、PRの機会を増やしていきます。
- ボランティア活動を始めるきっかけづくりや継続するための動機付け等に取り組み、ボランティア活動へのモチベーションの向上を図るとともに、スキルを高めるために研修等の機会を拡充します。
- 総合事業の通所型サービスにおける人材確保のため、「ひのでちゃん行政ポイント事業」を活用します。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 個人ボランティア登録者数（人） | 237 | 272 | 273 | 280 | 290 | 300 |

(2) 交通安全対策の推進

生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 五日市警察署や五日市交通安全協会と連携し、年齢に合わせた自動車、自転車等の運転指導を実施します。
- 高齢者の道路横断中の交通事故防止のため、老人会や自治会の会合等で交通安全啓発活動を推進していきます。

(3) 防犯対策の推進

生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 五日市警察署や五日市防犯協会等と連携し、社会問題となっている高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質な訪問販売、また、無施錠が原因の空き巣など多様化する犯罪の被害を未然に防止するため、さらなる情報提供や地域ぐるみで防犯体制の強化を推進していきます。

(4) 防災対策の推進

①自主防災組織の充実・支援

生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 災害時における応急対応の充実を図るため、平常時から各自主防災組織(自治会)への支援と警察署、消防署、消防団等各防災関係機関との連携を強化していきます。
- 自主防災組織、防災関係機関による避難行動要支援者情報の共有について、多くの高齢者からの理解を得た上で、普段からの見守りや災害時の対応強化を推進していきます。

②緊急通報システム機器の設置

いきいき健康課 高齢支援係

- 65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯で慢性疾患等がある方が、突然の病気や緊急事態になったときに速やかに救助を行えるよう、緊急通報システム機器の設置を行います。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 緊急通報システムの設置数(世帯) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

③火災警報器の設置

いきいき健康課 高齢支援係

- 65歳以上の一人暮らしで、寝たきり又は心身機能の低下により、防火等の配慮が必要な方に対し、火災発生時に消防庁に自動通報する火災警報器を設置することで日常生活の安全性の確保を図ります。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 火災警報器の設置数(世帯) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(5) 緊急事態における救命体制の整備

いきいき健康課 高齢支援係

- 心疾患等により命にかかわる重症の不整脈を起こした高齢者に対応できるよう、町内の公共施設や老人福祉関連施設等に自動体外式除細動器(AED)を設置し、いち早く心肺蘇生処置を行える体制を整備します。

(6) 避難行動要支援者マップの管理・活用

いきいき健康課 高齢支援係

- 災害時に助けが必要な方、いわゆる「避難行動要支援者」をあらかじめ把握し、地域ぐるみで円滑に安否確認や避難支援が行えるように「避難行動要支援者マップ」を管理・活用することで方が一の災害に備えます。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係／生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 業務継続計画策定の経過措置、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置が令和5年度末で終了となるので、それに伴う影響を考慮し、事業所と連携し、相談等に対応します。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 二次避難所（災害時要援護者が生活できる環境の整った福祉施設）の設置数（か所） | 15 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |

(8) 避難行動における要支援者への救急医療情報キットの配布

子育て支援課 地域支援係

- 要支援者が、災害時に救助者等に対し自分の病状などを適切に知らせることができるように「救急医療情報キット」を配布し、迅速な救命措置等に役立てています。
- 社会の情報インフラが発達し、また、個人情報の取扱いの厳格化に伴い、令和5年度を目途に廃止の予定です。

2. 高齢者にやさしい居住環境・生活環境の確保

高齢者、障害者が、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、バリアフリー化をはじめとする福祉施策を進めるとともに、ユニバーサルデザイン⁹を推進していきます。

また、一人では公共交通機関の利用が困難な方(移動困難者)等の外出を支援するなど、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを進めます。

(1) 外出支援の充実

いきいき健康課 高齢支援係

- 交通が不便な地域に居住する高齢者の足として、外出支援バスの運行を引き続き実施するとともに、外出支援バスを利用できない高齢者、障害者のために、おでかけ支援ドリームカー事業等を充実させます。

| 指標 | 実績 | | | 計画 | | |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| おでかけ支援ドリームカーの利用件数(件) | 654 | 552 | 552 | 546 | 541 | 536 |

(2) 住宅対策の推進

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、町営住宅建て替えについては、バリアフリー化を進め、住宅改修への費用助成、相談支援等の施策を推進して高齢者の身体特性や状況に配慮した多様な住まいの確保に努めます。

(3) 公共施設等のバリアフリー化

いきいき健康課 高齢支援係

- 町内の主な公園に、障害者用トイレを設置し管理しています。また、高齢者が集まり体操をする公園に階段手すりを設置しました。
- 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が住みやすく、安心して生活できるまちを目指して、既存の公共施設や広場等のバリアフリー化を進めます。

(4) 高齢者の住まいの安定的な確保

いきいき健康課 高齢支援係

- 生活の基盤となる住まいについて、生活面に困難を抱える高齢者等に対しては生活困窮者対策や養護老人ホーム等の取組と連携し、住まいと生活の一体的支援を図ります。
- 生活相談・安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅などについて、東京都との情報共有により現状を把握し、必要な方への情報提供に努めます。

9 ユニバーサルデザイン:年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの方が利用可能であるようにデザインすることです。

5 高齢者を支える地域包括ケア体制の構築

1. 日常生活圏域の設定

本町においては、町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件と公的介護施設等の整備状況その他の条件とを勘案して、今後も、町域全体を一つの日常生活圏域とし、地域に密着したサービス提供の充実を図ります。

2. 在宅医療・介護連携の推進

本町においては、要介護者の有病割合が低いことが分かっており、病気のある高齢者は町独自の医療費補助のある医療サービスの利用にとどまって、介護サービスへの移行が少なくなっていると考えられます。今後とも、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するよう努めます。また、町民に対して、医療及び介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、情報提供及び分かりやすく丁寧な説明を行うよう努めます。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

介護予防を進めるにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め、国民健康保険担当部局(町民課保険年金係)との連携も行き、高齢者の保健福祉・介護保険事業の一体的な実施を図ります。

4. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅での生活を支えるサービスの充実が求められます。支援が必要な高齢者に対する給食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、理髪サービスなどの提供と併せ、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも念頭に置いたボランティア活動支援や就労的活動支援など、高齢者の社会参加を通じての介護予防にも努めます。

5. 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターの相談業務等が的確に行われるよう、町との情報の共有化を推進するとともに、地域包括支援センターの職員が相談業務等に関する知識や技術の研鑽を継続できるよう研修会や事例検討会の開催・充実を図ります。

また、地域包括支援センターの事業運営については、運営協議会において、公平・中立性の観点から協議し、円滑かつ適正な運営を図るほか、委託に際しては、包括的支援事業の実施にあたっての運営方針を明示していきます。

6. 地域包括ケア体制整備の推進

地域包括支援センターを中心に、地域のサービス提供者間のネットワークづくりや行政機関との連携を強化し、地域包括ケア体制の強化とケアマネジメント機能の向上を図ります。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティアなどによる多様な形態の地域ネットワークを有効に活用し、地域で暮らす高齢者の日常生活を支えていくための相互の連携、協働体制を確立するための地域ケア会議の設置を推進します。

7. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

地域包括ケアシステムを支える人材確保の一環として、介護職員初任者研修「いつでもヘルパー養成講座」を開催しています。町内の介護施設等へ就業を希望される方を対象とし、受講料とテキスト代は町が全額負担しています。受講を修了された方は町の受講修了者名簿に登載されます。

8. 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の充実

地域包括ケアシステムでは、医療、介護、介護予防ほかの支援が包括的に確保される体制が求められます。

本町のリハビリテーションサービス利用率は下記のとおりで、国・東京都等と比較していずれも高い割合であり、サービス提供は充実していると考えられますが、今後も、要介護(支援)者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築していきます。

| | 実績 | | |
|--------------------|-------|-------|---------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 |
| 訪問リハビリテーション利用率 (%) | 5.76 | 5.15 | 4.50 |
| 通所リハビリテーション利用率 (%) | 16.74 | 16.17 | 16.93 |

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和4年度、5年度は月報)
(地域包括ケア「見える化」システムより)

第7章 介護保険サービスの充実

1 個別サービスに関する実績と今後の見込み

※利用回数（日数）及び利用者数は1月あたりの数です（以下同）。

（1）居宅サービス

①訪問介護（ホームヘルプ）

- 可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅を訪問したホームヘルパーから、身体介護（食事・入浴・排泄などの介護）や生活援助（調理・洗濯・掃除などの援助）を受けるサービスです。
- 第8期の利用者数は増加しています。第9期も利用者数の増加を見込みます。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 806 | 953 | 830 | 855 | 907 | 971 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 71 | 74 | 78 | 75 | 80 | 84 |

②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

- 寝たきりなどで自宅の浴槽では入浴が困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図るため、浴槽を積んだ専用の入浴車などで居宅を訪問した看護師・ホームヘルパーから、入浴の介護を受けるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数の実績がなく、介護給付は利用者数が減少しています。第9期の介護給付については、第8期よりも利用者数の増加を見込みます。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防 給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護 給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 58 | 82 | 63 | 67 | 70 | 73 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 14 | 14 | 12 | 14 | 15 | 16 |

③介護予防訪問看護・訪問看護

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した看護師等から、床ずれの手当や点滴の管理などを受けるサービスです。
- 第8期は予防給付、介護給付ともに利用者数が増加しています。第9期の予防給付については第8期の平均的な利用者数を見込み、介護給付については利用者数の増加を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 104 | 124 | 154 | 137 | 145 | 149 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 20 | 19 | 23 | 20 | 21 | 22 |
| 介護給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 672 | 833 | 1,169 | 1,168 | 1,202 | 1,274 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 86 | 102 | 132 | 132 | 136 | 144 |

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士から、機能訓練（リハビリテーション）を受けるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数、利用回数ともに減少し、介護給付は利用者数、利用回数とも増減がみられます。第9期の予防給付については第8期の平均的な利用者数、介護給付については利用者数の増加を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 154 | 118 | 87 | 105 | 113 | 121 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 16 | 13 | 8 | 13 | 14 | 15 |
| 介護給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 470 | 492 | 447 | 493 | 501 | 519 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 34 | 35 | 32 | 35 | 36 | 37 |

⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、療養生活の質の向上を図るため、居宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師、看護師などから、療養上の管理や指導を受けるサービスです。
- 第8期は予防給付、介護給付ともに利用者数が増加しています。第9期の予防給付については第8期の直近同等の利用者数、介護給付については利用者数の増加を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 9 | 11 | 13 | 12 | 13 | 14 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 67 | 81 | 91 | 92 | 93 | 94 |

⑥通所介護（デイサービス）

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者がデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 第8期の利用者数はほぼ横ばいです。第9期について利用者数の増加を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 844 | 861 | 981 | 961 | 1,016 | 1,049 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 105 | 102 | 106 | 108 | 114 | 118 |

⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

- 心身機能の維持を図るため、利用者が介護老人保健施設や病院などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリテーションの提供を受けるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数が減少しており、介護給付は利用者数、利用回数ともに増加しています。第9期の予防給付については第8期の平均的な利用者数、介護給付については利用者数、利用回数の増加を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 48 | 45 | 41 | 42 | 44 | 46 |
| 介護給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 781 | 860 | 979 | 987 | 1,034 | 1,073 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 96 | 104 | 120 | 127 | 133 | 138 |

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

- 利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数が微増となっており、介護給付は利用者数、利用日数ともに増加しています。第9期の予防給付については第8期の直近同等の利用者数を見込み、介護給付については第8期の平均的な利用者数からの増加を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用日数（日） | | | | | |
| | 3 | 5 | 6 | 11 | 11 | 16 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 介護給付 | 利用日数（日） | | | | | |
| | 379 | 440 | 495 | 514 | 536 | 561 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 33 | 37 | 44 | 36 | 37 | 40 |

⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

- 療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで食事・入浴・排泄などの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。
- 介護給付の令和3年度、令和4年度の実績は介護老人保健施設を利用したものです。
- 第9期の介護給付については第8期の平均的な利用日数と、第8期から微増の利用者数を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用日数（日） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護給付 | 利用日数（日） | | | | | |
| | 8 | 4 | 0 | 4 | 4 | 4 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |

⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数がほぼ横ばいで、介護給付は利用者数が増加しています。第9期については、予防給付、介護給付ともに利用者数の増加を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 68 | 63 | 67 | 69 | 73 | 77 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 184 | 221 | 251 | 248 | 256 | 267 |

⑪特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、腰掛便座や入浴補助用具などの特定福祉用具購入費の一部が支給されるサービスです。
- 第8期の予防給付は横ばいで、介護給付は増加しています。第9期の予防給付については第8期より微増、介護給付については第8期の平均的な利用者数からの微増を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 5 | 4 | 6 | 5 | 6 | 7 |

⑫介護予防住宅改修・住宅改修費

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部が支給されるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数が増加し、介護給付は利用者数が減少しています。第9期については予防給付、介護給付ともに第8期の平均的な利用者数からの微増を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 3 | 2 | 5 | 4 | 5 | 6 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 4 | 4 | 2 | 3 | 4 | 5 |

⑬介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

- 自立した生活を営むことができるように、一定の要件を満たし特定施設と認められた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居した方が、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助、機能訓練や療養上の援助を受けるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数が減少し、介護給付は利用者数がほぼ横ばいです。第9期については一定の利用者数を見込みますが、施設整備の予定はありません。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 4 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 7 | 8 | 7 | 7 | 8 | 8 |

⑭介護予防支援・居宅介護支援

- 可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護支援専門員等が居宅(介護予防)サービス計画の作成や、居宅サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数が減少しており、介護給付は利用者数が増加しています。第9期の予防給付については第8期の最大程度の利用者数を見込み、介護給付については利用者数の増加を見込みます。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防 給付 | 利用者数(人) | | | | | |
| | 110 | 104 | 97 | 110 | 111 | 112 |
| 介護 給付 | 利用者数(人) | | | | | |
| | 287 | 309 | 335 | 342 | 358 | 373 |

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
- 現在、本町に該当する事業所はありませんが、一定の利用者数を見込みます。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

② 夜間対応型訪問介護

- 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問するサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ 地域密着型通所介護

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、住み慣れた地域のデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 第8期の利用者数は増加しています。第9期については利用者数の増加を見込みます。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 127 | 111 | 139 | 145 | 145 | 148 |
| | 利用者数（人） | | | | | |
| | 13 | 13 | 21 | 23 | 23 | 24 |

④介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

- 認知症である利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用回数（回） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

- 利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、1つの事業所から通所サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを必要に応じて組み合わせて受けることができるサービスです。
- 第8期は予防給付、介護給付ともに利用者数が増加しています。第9期については予防給付、介護給付ともに第8期の平均程度の利用者数を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 12 | 10 | 14 | 12 | 13 | 14 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 28 | 34 | 36 | 35 | 36 | 37 |

⑥介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

- 認知症である利用者が自立した日常生活を営むことができるように、5人から9人の利用者が共同で生活し、家庭的な環境の中で食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 第8期の予防給付は利用者数の実績がなく、介護給付は利用者数が横ばいとなっています。第9期の介護給付については第8期からほぼ横ばいの利用者数を見込みます。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 予防給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 8 | 9 | 8 | 7 | 7 | 8 |

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

- 特定施設の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などで、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を受けるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 要介護者が自立した日常生活を営むことができるように、定員29名以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

| 実績・目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨看護小規模多機能型居宅介護

- 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所(定員 29 名以下・通い定員 18 名以下・宿泊定員 9 名以下)の連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを 24 時間 365 日利用することができるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用者数(人) | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 常に介護が必要であり、居宅での生活を継続することが困難な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練、健康管理などの提供を受けるサービスです。
- 第8期の利用者数は減少しています。本町被保険者の利用状況から施設は充足している状況と考えられます。第9期については利用者数の増加を見込みますが、施設整備の予定はありません。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 104 | 99 | 101 | 106 | 112 | 117 |

②介護老人保健施設

- 病状が安定期にある要介護者が居宅での生活に復帰することを目的として、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活の援助を受けるサービスです。
- 第8期の利用者数は増加しています。第9期についても利用者数の増加を見込みますが、施設整備の予定はありません。

| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 63 | 62 | 84 | 88 | 90 | 94 |

③介護医療院

- 病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。第8期では、介護療養型医療施設（療養病床等）としての提供もありましたが、引き続き介護医療院への移行が行われることとなります。
- 第8期の介護医療院の利用者数はほぼ横ばいとなっています。第9期については施設における医療と介護の一体的な提供の需要が増加するものとして利用者数の増加を見込みますが、施設整備の予定はありません。

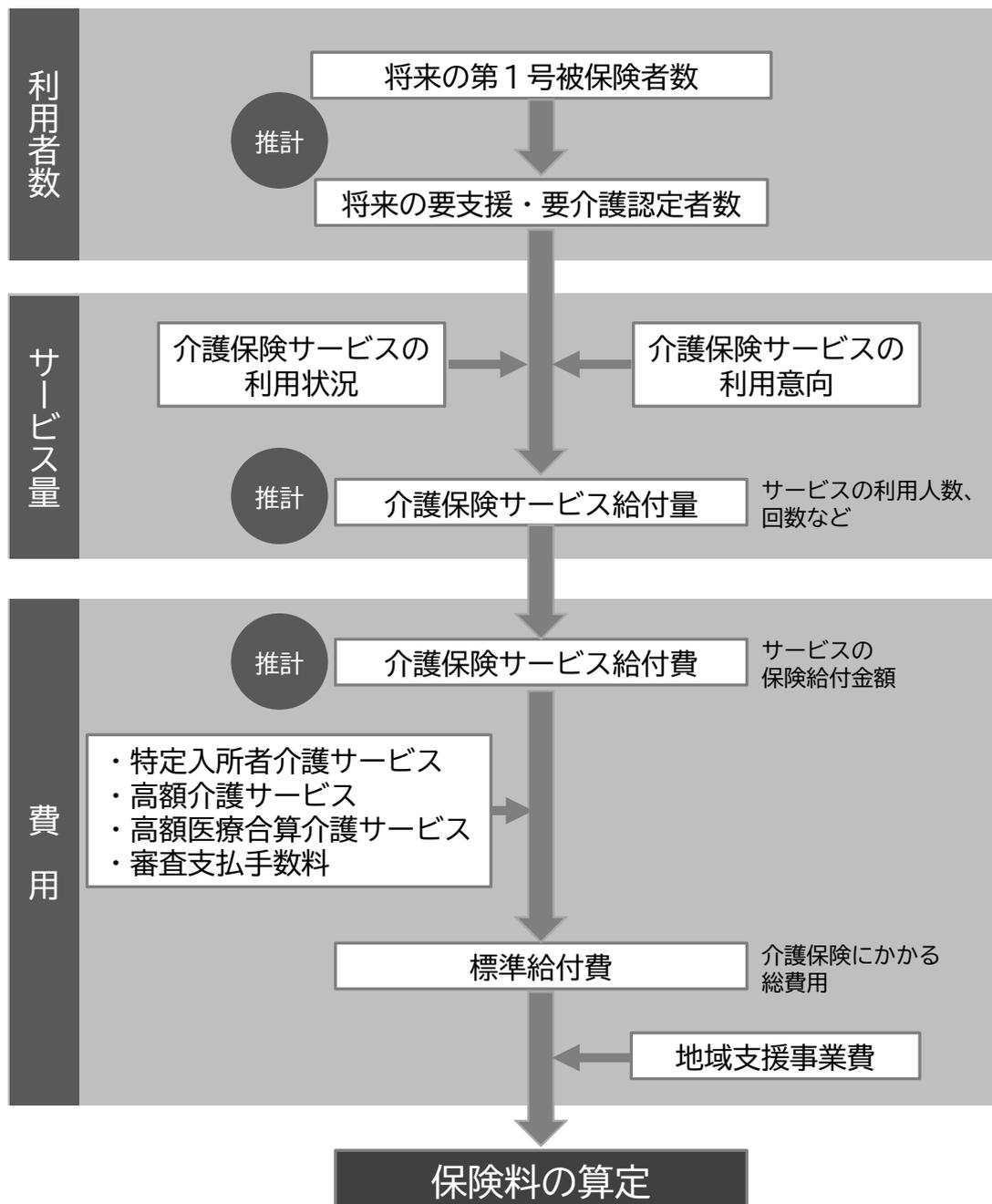
| 実績・ 目標 | 第8期実績 | | | 第9期計画 | | |
|-----------|------------------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護 給付 | 利用者数（人） | | | | | |
| | 14 | 12 | 13 | 16 | 17 | 18 |
| 介護 給付 | 介護療養型医療施設利用者数（人） | | | | | |
| | 2 | 1 | 1 | | | |

2 介護保険事業費用の見込み

(1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込み量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼介護保険料算定の流れ



(2) 介護保険サービス事業費の給付状況と見込み

① 予防給付事業費

第9期計画期間における予防給付事業費については、介護保険サービスにおけるサービスごとの給付費を過去の実績等から推計し、次のように見込んでいます。

(単位：千円)

| 予防給付事業費 | 第8期 | | | 第9期 | | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実績 | | 見込 | 推計値 | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 6,478 | 7,101 | 9,670 | 8,504 | 8,971 | 9,325 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 5,587 | 4,115 | 3,106 | 3,788 | 4,099 | 4,373 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 1,482 | 1,299 | 1,474 | 1,379 | 1,495 | 1,611 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 19,522 | 18,578 | 16,295 | 17,029 | 17,830 | 18,609 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 275 | 414 | 337 | 615 | 616 | 923 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 5,336 | 4,705 | 5,625 | 5,769 | 6,102 | 6,436 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 253 | 329 | 257 | 257 | 257 | 513 |
| 介護予防住宅改修 | 3,365 | 2,143 | 4,568 | 3,478 | 4,568 | 5,217 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 3,594 | 2,087 | 1,007 | 1,022 | 2,046 | 2,046 |
| 介護予防支援 | 6,373 | 5,984 | 5,660 | 6,508 | 6,576 | 6,636 |
| 地域密着型介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 10,516 | 8,780 | 13,544 | 11,905 | 13,067 | 13,753 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 62,780 | 55,536 | 61,544 | 60,254 | 65,627 | 69,442 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

②介護給付事業費

第9期計画期間における介護給付事業費については、介護保険サービスにおけるサービスごとの給付費を過去の実績等から推計し、次のように見込んでいます。

(単位：千円)

| 介護給付事業費 | 第8期 | | | 第9期 | | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 実績 | | 見込 | 推計値 | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 居宅サービス | | | | | | |
| 訪問介護 | 30,106 | 33,886 | 31,704 | 32,961 | 34,955 | 37,459 |
| 訪問入浴介護 | 8,813 | 12,458 | 9,588 | 10,366 | 10,781 | 11,182 |
| 訪問看護 | 46,230 | 56,991 | 75,735 | 76,429 | 78,675 | 83,529 |
| 訪問リハビリテーション | 16,659 | 17,533 | 15,902 | 17,868 | 18,202 | 18,830 |
| 居宅療養管理指導 | 8,458 | 10,121 | 10,706 | 10,951 | 11,079 | 11,228 |
| 通所介護 | 77,550 | 81,124 | 96,106 | 95,950 | 100,954 | 104,854 |
| 通所リハビリテーション | 82,867 | 89,562 | 103,351 | 109,086 | 114,575 | 119,212 |
| 短期入所生活介護 | 39,847 | 47,239 | 54,517 | 57,372 | 60,029 | 62,549 |
| 短期入所療養介護 | 902 | 441 | 0 | 505 | 505 | 505 |
| 福祉用具貸与 | 35,059 | 41,757 | 48,801 | 47,591 | 49,419 | 52,271 |
| 特定福祉用具購入費 | 1,766 | 1,846 | 3,010 | 2,064 | 2,316 | 2,836 |
| 住宅改修費 | 3,759 | 4,659 | 2,427 | 3,227 | 5,163 | 5,505 |
| 特定施設入居者生活介護 | 16,259 | 16,202 | 15,073 | 15,286 | 17,647 | 17,647 |
| 居宅介護支援 | 51,846 | 57,459 | 63,717 | 65,984 | 69,211 | 72,172 |
| 地域密着型サービス | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 0 | 228 | 0 | 979 | 980 | 980 |
| 地域密着型通所介護 | 12,557 | 10,548 | 12,970 | 14,522 | 14,540 | 14,755 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 60,340 | 74,084 | 89,316 | 80,588 | 84,526 | 86,795 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 20,505 | 23,141 | 22,374 | 19,340 | 19,364 | 22,365 |
| 施設サービス | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 340,698 | 329,180 | 347,831 | 369,214 | 389,123 | 406,451 |
| 介護老人保健施設 | 220,215 | 219,784 | 305,197 | 309,869 | 318,020 | 332,338 |
| 介護医療院 | 64,204 | 58,032 | 63,461 | 72,870 | 77,368 | 82,083 |
| 介護療養型医療施設 | 8,013 | 5,114 | 5,186 | | | |
| 合計 | 1,146,654 | 1,191,388 | 1,376,972 | 1,413,022 | 1,477,432 | 1,545,546 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

③介護予防給付費・介護給付費

介護予防給付費及び介護給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

| 項 目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 予防給付 | | | |
| 介護予防サービス | 41,841 | 45,984 | 49,053 |
| 介護予防支援 | 6,508 | 6,576 | 6,636 |
| 地域密着型介護予防サービス | 11,905 | 13,067 | 13,753 |
| 予防給付 合計 | 60,254 | 65,627 | 69,442 |
| 介護給付 | | | |
| 居宅サービス | 479,656 | 504,300 | 527,607 |
| 居宅介護支援 | 65,984 | 69,211 | 72,172 |
| 地域密着型サービス | 115,429 | 119,410 | 124,895 |
| 施設サービス | 751,953 | 784,511 | 820,872 |
| 介護給付 合計 | 1,413,022 | 1,477,432 | 1,545,546 |
| 総給付費 | 1,473,276 | 1,543,059 | 1,614,988 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

④標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込み額と特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の給付見込み額から算出します。

(単位：千円)

| 項 目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 総給付費 | 1,473,276 | 1,543,059 | 1,614,988 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 39,417 | 39,552 | 39,979 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 35,653 | 37,486 | 39,359 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 3,515 | 3,586 | 3,657 |
| 算定対象審査支払手数料 | 1,380 | 1,464 | 1,554 |
| 標準給付費見込額計 | 1,553,241 | 1,625,147 | 1,699,537 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

⑤地域支援事業費

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込み額から算出します。

(単位：千円)

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 32,540 | 32,001 | 31,327 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 27,248 | 26,798 | 26,233 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分) | 10,625 | 10,450 | 10,232 |
| 地域支援事業費 | 70,413 | 69,250 | 67,791 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(3) 介護給付等に係る事業と地域支援事業費の財源構成

①介護給付等に係る事業費の財源構成

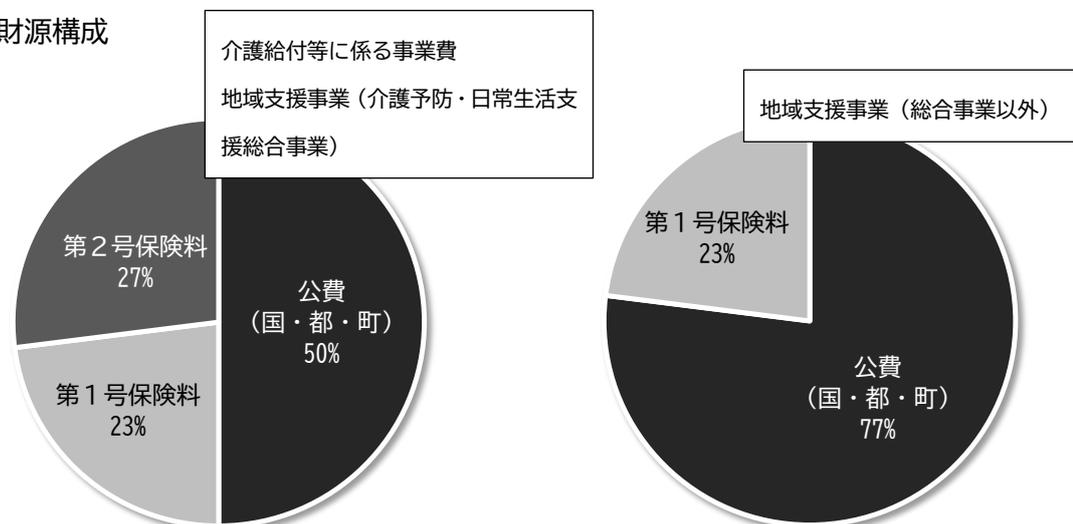
介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国(25%、調整交付金5%含む)・都(12.5%)・町(12.5%)の負担で賄われます。また、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%となります。

②地域支援事業の財源構成

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、都、町による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・都・町による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

▼財源構成



(4) 介護保険料の算定

①所得段階設定

本町では第8期計画において、低所得者の保険料軽減を拡充しつつ、介護保険料基準額の抑制を図るため、第7期計画に引き続き標準段階区分(9段階)を13段階とする多段階化の措置を行いました。第9期計画において、国では、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制(低所得者の最終乗率の引下げ)を図ることとし、標準段階を9段階から13段階へと改訂しています。

本町においては、国の示す観点及び介護保険制度の持続可能性を確保する観点から16段階の多段階化の措置を行うこととします。

②所得段階別被保険者数(第1号被保険者)

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。

(単位：人)

| 所得段階 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 第9期計 |
|---------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 第1段階 | 540 | 531 | 520 | 1,591 |
| 第2段階 | 364 | 359 | 351 | 1,074 |
| 第3段階 | 285 | 281 | 275 | 841 |
| 第4段階 | 604 | 594 | 582 | 1,780 |
| 第5段階 | 910 | 895 | 877 | 2,682 |
| 第6段階 | 789 | 776 | 759 | 2,324 |
| 第7段階 | 998 | 981 | 960 | 2,939 |
| 第8段階 | 449 | 441 | 432 | 1,322 |
| 第9段階 | 130 | 128 | 125 | 383 |
| 第10段階 | 99 | 97 | 95 | 291 |
| 第11段階 | 32 | 31 | 31 | 94 |
| 第12段階 | 17 | 17 | 16 | 50 |
| 第13段階 | 11 | 11 | 10 | 32 |
| 第14段階 | 8 | 8 | 8 | 24 |
| 第15段階 | 6 | 6 | 6 | 18 |
| 第16段階 | 14 | 13 | 13 | 40 |
| 合計 | 5,256 | 5,169 | 5,060 | 15,485 |
| 所得段階補正後人数 (被保険者数×保険料率) | 5,776 | 5,679 | 5,559 | 17,014 |

※各段階の所得等の条件は85ページに記載しています。

③保険料基準額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の標準給付費見込み額、地域支援事業費見込み額をもとに、第1号被保険者負担割合(23%)に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

(単位：千円)

| | |
|---|-----------|
| 標準給付見込み額 A | 4,877,926 |
| 地域支援事業費 B | 207,454 |
| ↳うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B' | 95,868 |
| 第1号被保険者負担分 $C = (A + B) \times 23\%$ | 1,169,637 |
| 調整交付金相当額 $D = (A + B') \times 5\%$ | 248,690 |
| 調整交付金見込み額 E | 24,218 |
| 財政安定化基金償還金 F | 0 |
| 準備基金取崩額 G | 199,000 |
| 市町村特別給付費等 H | 0 |
| 保険料収納必要額 $I = C + D - E + F - G + H$ | 1,187,799 |
| 保険料収納率 J | 99.5 % |
| 保険料賦課総額 $K = I \div J$ | 1,193,768 |
| (多段階化後) 所得段階別加入割合補正後被保険者数 ¹⁰ L | 17,014 人 |

$$\text{保険料基準額(月額)} = \text{保険料賦課総額(K)} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)} \div 12 \div 5,850 \text{ 円}$$

| | 第9期(令和6年度~令和8年度) |
|--------|------------------|
| 保険料基準額 | 5,850円 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

10 各所得段階の人数に保険料率を乗じ、基準額を負担される人数としては何人に相当するかを計算して補正した人数です。

④第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料

第9期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

(単位：円)

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料 (月額) | 保険料 (年額) |
|-------|--|------------------|------------------|--------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.455 【0.285】 | 2,662 【1,667】 | 31,941 【20,007】 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方 | 0.685 【0.485】 | 4,007 【2,837】 | 48,087 【34,047】 |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方 | 0.690 【0.685】 | 4,037 【4,007】 | 48,438 【48,087】 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.90 | 5,265 | 63,180 |
| 第5段階 | 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方 | 1.00 | 5,850 | 70,200 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 1.25 | 7,313 | 87,750 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方 | 1.35 | 7,898 | 94,770 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 1.55 | 9,068 | 108,810 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 | 1.75 | 10,238 | 122,850 |
| 第10段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 1.85 | 10,823 | 129,870 |
| 第11段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方 | 2.05 | 11,993 | 143,910 |
| 第12段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 | 2.10 | 12,285 | 147,420 |
| 第13段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方 | 2.20 | 12,870 | 154,440 |
| 第14段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方 | 2.25 | 13,163 | 157,950 |
| 第15段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方 | 2.30 | 13,455 | 161,460 |
| 第16段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の方 | 2.40 | 14,040 | 168,480 |

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料(月額)(年額)の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

⑤第8期から第9期への保険料所得段階の変更

| 第8期 | | | | 第9期 | | | |
|-------|------|-------------|-------------|-------|-------|-------------|-------------|
| 所得段階 | 保険料率 | 保険料 (年額) | 構成比 (推計) | 所得段階 | 保険料率 | 保険料 (年額) | 構成比 (推計) |
| 第1段階 | 0.50 | 33,000 | 10.2% | 第1段階 | 0.455 | 31,941 | 10.3% |
| 第2段階 | 0.75 | 49,500 | 6.0% | 第2段階 | 0.685 | 48,087 | 6.9% |
| 第3段階 | 0.75 | 49,500 | 4.8% | 第3段階 | 0.690 | 48,438 | 5.4% |
| 第4段階 | 0.90 | 59,400 | 12.7% | 第4段階 | 0.90 | 63,180 | 11.5% |
| 第5段階 | 1.00 | 66,000 | 16.6% | 第5段階 | 1.00 | 70,200 | 17.3% |
| 第6段階 | 1.25 | 82,500 | 17.0% | 第6段階 | 1.25 | 87,750 | 15.0% |
| 第7段階 | 1.35 | 89,100 | 18.3% | 第7段階 | 1.35 | 94,770 | 19.0% |
| 第8段階 | 1.55 | 102,300 | 8.8% | 第8段階 | 1.55 | 108,810 | 8.5% |
| 第9段階 | 1.75 | 115,500 | 2.2% | 第9段階 | 1.75 | 122,850 | 2.5% |
| 第10段階 | 1.85 | 122,100 | 1.9% | 第10段階 | 1.85 | 129,870 | 1.9% |
| 第11段階 | 2.05 | 135,300 | 0.6% | 第11段階 | 2.05 | 143,910 | 0.6% |
| 第12段階 | 2.10 | 138,600 | 0.2% | 第12段階 | 2.10 | 147,420 | 0.3% |
| 第13段階 | 2.20 | 145,200 | 0.7% | 第13段階 | 2.20 | 154,440 | 0.2% |
| | | | | 第14段階 | 2.25 | 157,950 | 0.2% |
| | | | | 第15段階 | 2.30 | 161,460 | 0.1% |
| | | | | 第16段階 | 2.40 | 168,480 | 0.3% |

※両事業計画の第1段階～第3段階までの保険料(年額)は公費による負担軽減前の額です。

⑥保険料基準月額推移

| 期 | 事業計画期間 | 基準月額 | 対前期比 | |
|-----|---------------------------|--------|--------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 |
| 第1期 | 平成12(2000)年度～平成14(2002)年度 | 3,410円 | — | — |
| 第2期 | 平成15(2003)年度～平成17(2005)年度 | 3,410円 | 0円 | 0% |
| 第3期 | 平成18(2006)年度～平成20(2008)年度 | 4,600円 | 1,190円 | 34.9% |
| 第4期 | 平成21(2009)年度～平成23(2011)年度 | 4,600円 | 0円 | 0% |
| 第5期 | 平成24(2012)年度～平成26(2014)年度 | 4,600円 | 0円 | 0% |
| 第6期 | 平成27(2015)年度～平成29(2017)年度 | 5,200円 | 600円 | 13.0% |
| 第7期 | 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度 | 5,500円 | 300円 | 5.8% |
| 第8期 | 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度 | 5,500円 | 0円 | 0.0% |
| 第9期 | 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度 | 5,850円 | 350円 | 6.4% |

○第9期計画における負担軽減前の本来基準額：6,830円…(1)

介護給付費準備基金の取崩しによる軽減分：980円…(2)

○第9期計画の基準月額：(1)－(2)＝5,850円

第8章 計画推進のために

1 中長期的予測

第9期計画では、令和22(2040)年までの中長期的予測を見据え、需要や保険給付に要する費用等を推計するよう努めることとされています。

(1) 個別サービスに関する量の見込み（中長期的予測）

| 予防給付 | | 【参考】令和8 (2026) 年度推計 | → | 令和22 (2040) 年度推計 |
|------------------|-----|---------------------------|---|------------------------|
| 介護予防サービス | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | (回) | 0 | | 0 |
| | (人) | 0 | | 0 |
| 介護予防訪問看護 | (回) | 149 | | 137 |
| | (人) | 22 | | 20 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | (回) | 121 | | 113 |
| | (人) | 15 | | 14 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | (人) | 14 | | 13 |
| 介護予防通所リハビリテーション | (人) | 46 | | 42 |
| 介護予防短期入所生活介護 | (日) | 16 | | 11 |
| | (人) | 3 | | 2 |
| 介護予防短期入所療養介護 | (日) | 0 | | 0 |
| | (人) | 0 | | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | (人) | 77 | | 72 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | (人) | 3 | | 2 |
| 介護予防住宅改修 | (人) | 6 | | 5 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | (人) | 2 | | 1 |
| 介護予防支援 | (人) | 112 | | 105 |
| 地域密着型介護予防サービス | | | | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | (人) | 14 | | 13 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | (人) | 0 | | 0 |

※ (回) (日) は1月当たりの数、(人) は1月当たりの利用者数

| 介護給付 | | 【参考】令和8 (2026) 年度推計 | → | 令和22 (2040) 年度推計 |
|------------------|-----|---------------------------|---|------------------------|
| 居宅サービス | | | | |
| 訪問介護 | (回) | 971 | | 954 |
| | (人) | 84 | | 83 |
| 訪問入浴介護 | (回) | 73 | | 65 |
| | (人) | 16 | | 15 |
| 訪問看護 | (回) | 1,274 | | 1,246 |
| | (人) | 144 | | 141 |
| 訪問リハビリテーション | (回) | 519 | | 528 |
| | (人) | 37 | | 37 |
| 居宅療養管理指導 | (人) | 94 | | 94 |
| 通所介護 | (回) | 1,049 | | 989 |
| | (人) | 118 | | 111 |
| 通所リハビリテーション | (回) | 1,073 | | 1,066 |
| | (人) | 138 | | 137 |
| 短期入所生活介護 | (日) | 561 | | 702 |
| | (人) | 40 | | 47 |
| 短期入所療養介護 | (日) | 4 | | 4 |
| | (人) | 2 | | 2 |
| 福祉用具貸与 | (人) | 267 | | 250 |
| 特定福祉用具購入費 | (人) | 7 | | 6 |
| 住宅改修費 | (人) | 5 | | 4 |
| 特定施設入居者生活介護 | (人) | 8 | | 7 |
| 居宅介護支援 | (人) | 373 | | 370 |
| 地域密着型サービス | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (人) | 1 | | 1 |
| 地域密着型通所介護 | (回) | 148 | | 138 |
| | (人) | 24 | | 22 |
| 小規模多機能型居宅介護 | (人) | 37 | | 36 |
| 認知症対応型共同生活介護 | (人) | 8 | | 9 |
| 施設サービス | | | | |
| 介護老人福祉施設 | (人) | 117 | | 117 |
| 介護老人保健施設 | (人) | 94 | | 86 |
| 介護医療院 | (人) | 18 | | 15 |

※ (回) (日) は1月当たりの数、(人) は1月当たりの利用者数

(2) 介護保険給付費の予測 (中長期的予測)

| | 令和22(2040)年度 |
|-------------|--------------|
| 介護予防給付費(千円) | 62,945 |
| 介護給付費(千円) | 1,500,073 |
| 地域支援事業費(千円) | 60,564 |

ただし、この計算は介護サービス利用者数や利用量が現在の状況のまま推移した場合の想定によるものであり、高齢者人口の推移や介護予防への取組によって結果は大きく変わります。また、準備基金取崩の設定や今後の制度改正等の影響も加味されていないものです。

2 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組む様々な事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を中心に、まちづくりや移動支援、就労的活動や生きがいにつながる野外の活動、防災・防犯など多方面からの取組を総合的に進める必要があります。このため、企画・総務部門、交通部局ほか、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者やその家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくために、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。さらに、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。また、東京都、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携も図ります。

(3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画の基本理念である「お年寄りにやさしいまちづくり」の実現のためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する、住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図ることで、日の出町らしい「地域共生社会」の実現を目指します。

また、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、ボランティア活動への支援をはじめ、町民との協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

本計画の着実な目標の実現に向けて、PDCAサイクルに従って、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、これを「運営協議会」に定期的に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

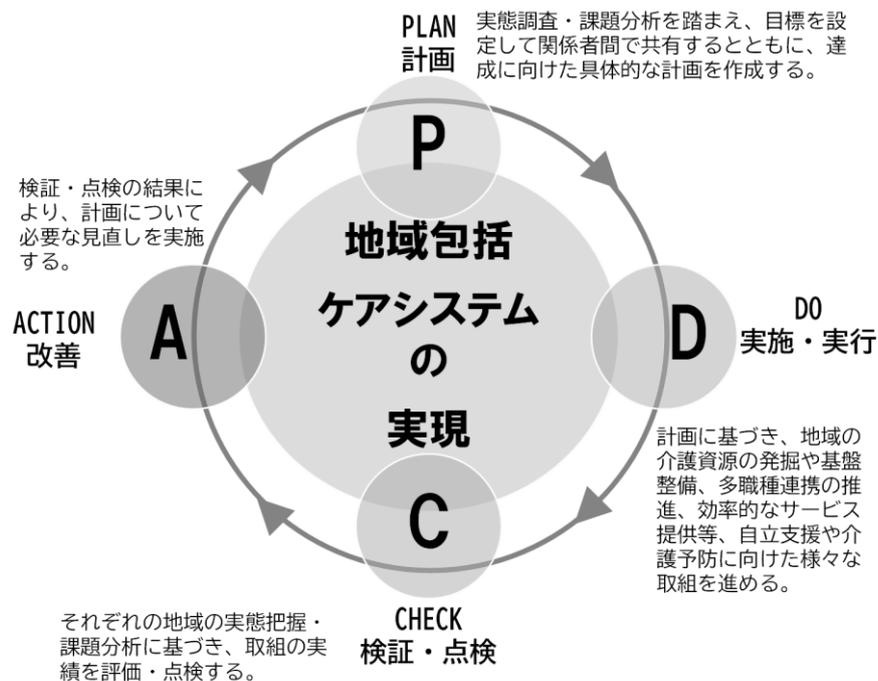
(2) 介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、計画策定の中心となった「運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

(3) 交付金に係る評価の活用

平成29(2017)年度創設の「保険者機能強化推進交付金」、令和2(2020)年度創設の「介護保険保険者努力支援交付金」については、本町においても交付金に係る評価を実施しています。これらの評価結果も活用しながら、本計画の進行管理における PDCA サイクルを強化します。

▼PDCA サイクルのプロセスのイメージ



4 介護保険事業の適正な運営

(1) サービス利用者等への支援

①被保険者がサービスの選択をするための支援

要介護の状態になっても、自らサービスを選択できるよう、サービスに関する情報を適切に提供していくとともに、これらの情報をさらに充実させ、利用者やその家族が活用し、希望に見合ったサービスの利用ができるよう支援していきます。

事業者への第三者評価の受審勧奨を行うことで、利用者のサービス選択や事業の透明性の確保のための情報提供に努めます。

②苦情・相談対応の充実

介護保険に関する苦情・相談は、いきいき健康課、地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会(国保連)で受け付けています。町は保険者として、苦情や相談に対しては関係部署と連携し、事業者の協力を求めながら迅速な解決に努めます。

③制度の周知

介護保険制度について、町広報紙や、パンフレット、ホームページ等により、サービスの利用方法やサービスの種類などの情報を分かりやすく提供し制度の周知に努めます。

(2) 介護サービスの質の向上

①ケアマネジメントの充実

ケアマネジメントの充実を図るために事例検討会の開催や関係機関との連携確立・強化などへの支援を行います。また、地域ケア会議の設置を推進します。

②居宅介護支援事業者への支援

居宅介護支援事業者の質の向上を図るために、事業者連絡会等への情報提供や研修の実施などの支援を行います。研修では、居宅介護支援事業所等に在籍する介護支援専門員を対象として「介護支援専門員研修会」をケアマネジャー連絡会と共催で開催します。

③事業者間の連携強化

事業者間の連携強化のため、在宅医療・介護連携検討会、ケアマネジャー連絡会、介護保険事業者連絡会における情報交換・共有を行います。

また、制度や施策に関する情報提供、事例検討会や研修等を実施することにより、介護支援専門員等の資質向上が図れるよう努めます。

資料編

資料1 日の出町介護保険事業計画等運営協議会設置要綱

日の出町介護保険事業計画等運営協議会設置要綱

平成20年3月31日

告示第42号

(趣旨・設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、3年を1期とし、3年ごとに日の出町介護保険事業計画等を策定（見直し）するにあたり、幅広い関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、日の出町介護保険事業計画等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護給付費等対象サービス種類ごとの量の見込みに関する事
- (2) 前号に規定する見込み量の確保のための方策に関する事
- (3) 居宅サービス事業及び居宅支援事業者の相互間の連携の確保に関する事
- (4) 介護保険事業量の見込みに関する事
- (5) 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事
- (6) 地域密着型サービスの指定及び運営に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業を円滑に行うために町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、住民・福祉関係団体等の代表者・学識経験者を有する者及び町職員から町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、その過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 運営協議会は、その所掌事務について必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 運営協議会に関する庶務は、いきいき健康課介護保険係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、委員長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第33号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料2 日の出町介護保険事業計画等運営協議会委員名簿

| 選出区分等 | 氏名 | 職務 | 備考 |
|-------------|--------|-----------------|------|
| 被保険者代表 | 伊藤 恵子 | 第1号被保険者 | |
| | 濱田 敏郎 | | |
| | 鈴木 維代 | | |
| | 蛭澤 明子 | | |
| | 渡邊 裕次 | 第2号被保険者 | |
| | 越沼 規充 | | |
| 医療関係 | 進藤 晃 | 医師 | 副委員長 |
| サービス提供事業者代表 | 三嶋 香奈 | 介護老人福祉施設 | |
| | 海老沢 正明 | 介護老人保健施設 | |
| 福祉関係 | 牧野 正 | 指定訪問介護事業所 | |
| | 木住野 芳男 | 悠友クラブ連合会 | |
| | 濱名 良夫 | 民生・児童委員 | |
| 学識経験者 | 池田 徹行 | 元助役 | 委員長 |
| | 宮崎 安基 | 東京高齢・退職者団体連合事務局 | |
| 保険者代表 | 三輪 秀寿 | 副町長 | |

資料3 日の出町介護保険事業計画等運営協議会審議経過

| 回数 | 開催日 | 検討課題等 |
|-----|-------------------|--|
| 第1回 | 令和5年 2月17日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に伴う諮問 ・第8期計画値実績値の比較について ・計画策定について、ニーズ調査、在宅介護実態調査説明 ・その他介護保険事業サービスに関する事項 |
| 第2回 | 令和5年 7月12日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の集計結果報告について ・日の出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定方針(案)について ・地域密着型サービスの指定一覧について |
| 第3回 | 令和5年 10月6日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・日の出町介護保険事業実績レポートについて ・日の出町第9期計画に係る人口推計について ・今後の介護保険制度改正について ・第9期における介護保険料設定について ・計画の骨子案について |
| 第4回 | 令和5年 11月10日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案(案)について ・第9期介護保険料(案)について ・パブリックコメントの実施時期について |
| 第5回 | 令和6年 1月12日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第9期介護保険料(最終案)について |
| 第6回 | 令和6年 2月13日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)(最終版)・概要版案について ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)及び、介護保険料について(答申) |

資料4 パブリックコメント（意見公募）実施概要

1 実施時期

令和5年12月1日(金)から12月15日(金)まで

2 周知方法

- ・広報日の出12月号
- ・日の出町ホームページ
- ・日の出町お知らせメール
- ・日の出町公式 X(エックス)

3 閲覧場所

日の出町役場いきいき健康課窓口、日の出町立図書館本館、日の出町ホームページ

4 意見提出方法

閲覧場所に備え付けの用紙又は日の出町ホームページからダウンロードした用紙へ意見・必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出

- ・直接いきいき健康課介護保険係へ提出
- ・郵送
- ・FAX
- ・電子メール

5 結果

- ・意見提出者:2名
- ・意見数:14件

6 結果の公表

意見概要及び町の考え方については日の出町ホームページにて公開

資料5 「高齢者・認知症にやさしい地域づくりのためのニーズ調査」 結果

国立大学法人東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻高齢者在宅長期ケア看護学分野では、「Dementia-friendly Community (DFC) 共創プログラムの開発・実装」に関する研究を行っており、令和4(2022)年9月に、日の出町と国立大学法人東京大学との連携・協力に向けて、覚書を締結しました。

以下は、その連携・協力の一環として令和5(2023)年8月に実施したアンケート結果(一部抜粋)です。

調査の概要

- 調査時期：令和5年8月
- 調査対象者：7月1日時点で日の出町に居住する満16歳以上の方のうち、自治会の地区ごとに層化無作為抽出した1,050人
- 回収：402件（回収率：38.3%）
- 有効回答数：377件（有効回答率35.9%）
- 調査方法：郵送返送自記式質問紙調査

単純集計結果

※数値は回答数、%はnに占める回答の割合

問6 認知症に関するあなたの考え方についてうかがいます。下記の項目で最も近いものに○をしてください。(①~⑭それぞれで、あてはまる番号1つに○)

①認知症の人も周りの人と仲よくする能力がある

| | n=377 | |
|-----------|-------|-------|
| そう思う | 186 | 49.3% |
| ややそう思う | 137 | 36.3% |
| あまりそう思わない | 33 | 8.8% |
| そう思わない | 10 | 2.7% |
| 無回答・無効回答 | 11 | 2.9% |

②普段の生活でもっと認知症の人と関わる機会があってもよい

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 118 | 31.3% |
| ややそう思う | 136 | 36.1% |
| あまりそう思わない | 92 | 24.4% |
| そう思わない | 18 | 4.8% |
| 無回答・無効回答 | 13 | 3.4% |

③認知症の人が困っていたら迷わず手を貸せる

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 190 | 50.4% |
| ややそう思う | 130 | 34.5% |
| あまりそう思わない | 43 | 11.4% |
| そう思わない | 5 | 1.3% |
| 無回答・無効回答 | 9 | 2.4% |

④認知症の人でも地域活動に参加した方がよい

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 129 | 34.2% |
| ややそう思う | 177 | 46.9% |
| あまりそう思わない | 48 | 12.7% |
| そう思わない | 13 | 3.4% |
| 無回答・無効回答 | 10 | 2.7% |

⑤認知症の人は周りの人を困らせることが多い

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 48 | 12.7% |
| ややそう思う | 196 | 52.0% |
| あまりそう思わない | 95 | 25.2% |
| そう思わない | 26 | 6.9% |
| 無回答・無効回答 | 12 | 3.2% |

⑦認知症の人と喜びや楽しみを分かち合える

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 134 | 35.5% |
| ややそう思う | 188 | 49.9% |
| あまりそう思わない | 36 | 9.5% |
| そう思わない | 7 | 1.9% |
| 無回答・無効回答 | 12 | 3.2% |

⑧認知症の人とちゅうちょなく話せる

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 140 | 37.1% |
| ややそう思う | 153 | 40.6% |
| あまりそう思わない | 62 | 16.4% |
| そう思わない | 10 | 2.7% |
| 無回答・無効回答 | 12 | 3.2% |

⑨家族が認知症になったら、世間体や周囲の目が気になる

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 37 | 9.8% |
| ややそう思う | 104 | 27.6% |
| あまりそう思わない | 123 | 32.6% |
| そう思わない | 103 | 27.3% |
| 無回答・無効回答 | 10 | 2.7% |

⑩認知症になったら近所づきあいがしにくくなる

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 51 | 13.5% |
| ややそう思う | 132 | 35.0% |
| あまりそう思わない | 110 | 29.2% |
| そう思わない | 74 | 19.6% |
| 無回答・無効回答 | 10 | 2.7% |

⑪認知症の人が自分の家の隣に引っ越してきてもかまわない

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 124 | 32.9% |
| ややそう思う | 124 | 32.9% |
| あまりそう思わない | 87 | 23.1% |
| そう思わない | 32 | 8.5% |
| 無回答・無効回答 | 10 | 2.7% |

⑫認知症の人の行動は、理解できない

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 43 | 11.4% |
| ややそう思う | 117 | 31.0% |
| あまりそう思わない | 136 | 36.1% |
| そう思わない | 69 | 18.3% |
| 無回答・無効回答 | 12 | 3.2% |

⑬認知症の人はいつ何をするかわからない

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 59 | 15.6% |
| ややそう思う | 155 | 41.1% |
| あまりそう思わない | 108 | 28.6% |
| そう思わない | 42 | 11.1% |
| 無回答・無効回答 | 13 | 3.4% |

⑭認知症の人とは、出来る限り関わりたくない

n=377

| | | |
|-----------|-----|-------|
| そう思う | 20 | 5.3% |
| ややそう思う | 58 | 15.4% |
| あまりそう思わない | 168 | 44.6% |
| そう思わない | 119 | 31.6% |
| 無回答・無効回答 | 12 | 3.2% |

問7 認知症に関するあなたの考えについてうかがいます。下記の項目で最も近いものに○をしてください。(①~⑥それぞれで、あてはまる番号1つに○)

①自分が認知症になったら、周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたいと思いますか

n=377

| | | |
|----------|-----|-------|
| そう思う | 135 | 35.8% |
| ややそう思う | 97 | 25.7% |
| どちらでもない | 49 | 13.0% |
| あまり思わない | 66 | 17.5% |
| 全く思わない | 21 | 5.6% |
| 無回答・無効回答 | 9 | 2.4% |

②認知症の人でも地域活動に役割をもって参加した方がよいと思いますか

n=377

| | | |
|----------|-----|-------|
| そう思う | 72 | 19.1% |
| ややそう思う | 134 | 35.5% |
| どちらでもない | 85 | 22.5% |
| あまり思わない | 61 | 16.2% |
| 全く思わない | 15 | 4.0% |
| 無回答・無効回答 | 10 | 2.7% |

③家族が認知症になったら、協力を得るために近所の人や知人などにも知っておいてほしいと思いますか

n=377

| | | |
|----------|-----|-------|
| そう思う | 177 | 46.9% |
| ややそう思う | 130 | 34.5% |
| どちらでもない | 36 | 9.5% |
| あまり思わない | 18 | 4.8% |
| 全く思わない | 7 | 1.9% |
| 無回答・無効回答 | 9 | 2.4% |

④悩みがあるときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり助けを求めることは
恥ずかしいことだと思いますか

n=377

| | | |
|----------|-----|-------|
| そう思う | 15 | 4.0% |
| ややそう思う | 45 | 11.9% |
| どちらでもない | 35 | 9.3% |
| あまり思わない | 160 | 42.4% |
| 全く思わない | 111 | 29.4% |
| 無回答・無効回答 | 11 | 2.9% |

⑤認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行動は、必要なことが満たされない時に
起きると思いますか

n=377

| | | |
|----------|-----|-------|
| そう思う | 102 | 27.1% |
| ややそう思う | 138 | 36.6% |
| どちらでもない | 66 | 17.5% |
| あまり思わない | 49 | 13.0% |
| 全く思わない | 12 | 3.2% |
| 無回答・無効回答 | 10 | 2.7% |

⑥認知症の人は、記憶力が低下し判断することができないので、日々の生活をこちら
で決めてあげる必要があると思いますか

n=377

| | | |
|----------|-----|-------|
| そう思う | 50 | 13.3% |
| ややそう思う | 145 | 38.5% |
| どちらでもない | 79 | 21.0% |
| あまり思わない | 66 | 17.5% |
| 全く思わない | 25 | 6.6% |
| 無回答・無効回答 | 12 | 3.2% |

日の出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：日の出町いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係

住所：〒190-0192 西多摩郡日の出町平井 2780 番地

T E L：高齢支援係：042-588-5368（直通）

介護保険係：042-588-5410（直通）